

平成 16 年 12 月 定例会（第 273 回）
12 月 8 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

- 1 [国民保護法制について](#)
- 2 [市町村合併について](#)
- 3 [福祉医療制度について](#)
- 4 [精神医療総合センターについて](#)
- 5 [災害に強い奈良県づくりについて](#)
- 6 [吉野桜ゴルフ場の跡地問題](#)
- 7 [高校入試問題](#)
- 8 [大滝ダムの問題](#)

平成16年 12月 定例会（第273回）

平成十六年

第二百七十三回定例奈良県議会会議録 第四号

十二月

平成十六年十二月八日（水曜日）午後一時三分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十六名）

一番 浅川清仁	二番 上村庄三郎
三番 菅野泰功	四番 奥山博康
五番 荻田義雄	六番 田中惟允
七番 藤本昭広	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 笹尾保博
一五番 神田加津代	一六番 森下 豊
一七番 畠 真夕美	一八番 上松正知
一九番 吉川政重	二〇番 高柳忠夫
二一番 井岡正徳	二二番 岩田国夫
二三番 粒谷友示	二四番 欠員
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三二番 大保親治
三三番 欠員	三四番 国中憲治
三五番 秋本登志嗣	三六番 小泉米造
三七番 飯田 正	三八番 米田忠則
三九番 松井正剛	四〇番 出口武男
四一番 新谷紘一	四二番 小林 喬
四三番 服部恵竜	四四番 山下 力
四五番 山本保幸	四六番 中村 昭
四七番 梶川虔二	四八番 川口正志

議事日程

一、当局に対する一般質問

○副議長（吉川隆志） これより本日の会議を開きます。

○副議長（吉川隆志） ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、十一番上田悟議員に発言を許します。――十一番上田悟議員。（拍手）

◆十一番（上田悟） （登壇）発言のお許しをいただきました。質問に立たせていただきます。きょうは、ずばりもう本題に入ります。

まず最初の質問でございます。魅力ある体験の創出についてをお尋ねいたします。

私は、先ごろ、ある出来事に感動をし、共感をいたしました。その出来事を通して、人が魅力ある体験をするということは、その人が生きていく上で大変重要なことであると感じたところであります。今回、「魅力ある体験」というこの一つの言葉をキーワードとして、本県の観光資源を生かした魅力ある体験の受け皿づくりの取り組みについてをお尋ねいたしますとともに、本県の子どもたちが、学校の重要な行事の一つである修学旅行で魅力ある体験をしてもらうための取り組みに関連して、質問をさせていただきます。

まず一点目であります。本県には、世界遺産をはじめとして、社寺仏閣に代表される歴史文化資源や自然資源などが数多くあり、修学旅行を含め、国の内外からたくさんの観光客の来訪を得ているところであります。「観光」という文字は、中国の古典「易経」の「觀国之光、利用賓于王」（国の光を観るは、もって王の賓たるによろし）からとられたと聞いております。そして後に、ここから転じて、観光とは、他所の歴史、文化、風俗、風景などの国の光を見聞するという意味で使われるようになってまいりました。また、観光の「観」、この文字は「観る」という意味であります。それから始まって、何かを「する」、「参加する」、「食べる」、「学ぶ」などにもつながっていくのではないかと考えているところであります。

さて、冒頭に私が申し上げましたある出来事とは、本県を訪れた他県の中学校の修学旅行のことです。本年六月、修学旅行で奈良を訪れた埼玉県春日部中学校の三年生、約三百名が薬師寺で現代風にアレンジしたソーラン節を踊り、新聞報道でも話題を呼びました。「踊る修学旅行、世界遺産でソーラン節」というような文字が紙面に躍りました。そのソーラン節、これは同校の伝統にしようと、一年生のときから学校を挙げて取り組んできたものでありまして、その集大成として修学旅行で踊りたいということから、奈良のバサラ祭実行委員会に会場探しについて相談があったそうです。そこで打診を受けた薬師寺が、生徒さんに夢を与えることができるのであればと快諾をされ、実現をしたものだそうでございます。春日部中学校の生徒たちにとって、薬師寺でソーラン節を踊ったということは、単に修学旅行のよい思い出になっただけではなく、彼らの中学生生活のすばらしい思い出としても一生心に残るものとなったのではないかと思います。ところでございます。

県内には、薬師寺以外にも東大寺、法隆寺、春日大社など世界遺産に登録されている社寺や、高松塚古墳、キトラ古墳などの歴史的遺産、自然景観など、すばらしい観光資源が

数多く点在しております。先ほど申しましたように、観るだけではなく、みずからが参加する、体験するというような観光施策を推し進めていくことが、これからの本県にとって必要ではないのかなと考えているものでもあります。

また、これは私ごとであります。先月、「紀伊山地の霊場と参詣道」の一角であります小辺路を、県議会の議員の方々とともに歩くという体験をさせていただきましたし、続いて議会の特別委員会の視察の折、平成五年に世界遺産登録されました「屋久島」を訪問する機会を得ました。加えて、私の住まいがこれまた世界遺産に登録されている法隆寺の目の前ということもありまして、まさに世界遺産にどっぷり浸った一カ月余りでありました。特別委員会での視察先「屋久島」では、国、県、町、さらに民間もが連携して、いろんな立場で世界遺産を活用しておられます。その結果、観光産業が大変活性化し、地元での雇用が生じ、そして島の人口もふえていると聞いてまいりました。

本県は去る七月七日に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録されたことにより、全国で唯一、三つの世界遺産を持つ県となりました。そこで、地域間競争が激化する中、三つの世界遺産を持つというたぐいまれな環境、さらに、それ以外にも多くの観光資源を持つ奈良県として、今後、本県の特徴を生かし、体験という観点を取り入れた観光振興を図ることが必要かと考えます。どのような取り組みをしていこうとしているのか、知事にお伺いをいたします。

次に、体験型修学旅行について、教育長にお伺いをいたします。

修学旅行は、小学校、中学校、高等学校を通じて思い出に残る学校行事の一つであり、本県にも全国から多くの児童生徒が訪れてくれています。その昔、私が中学生のころの修学旅行を思い出しますと、バスに乗って名所旧跡をめぐり、それこそ見聞を広めるというものでありました。また、最大の楽しみは、宿舎で友人と夜更けまで語り合ったり、少し羽目を外して騒いだりすることでした。今となっては懐かしい思い出であります。ところで、最近、奈良公園の近辺では、先生の引率もなく、子どもたちだけのグループが地図やガイドブックを片手に見学している姿をよく目にします。また、先ほど述べた「よさこいソーラン踊り」のように、生徒みずからが主体的に企画運営をし、すばらしい体験をした中学生もおられます。

現在の状況として、少子化、高齢化、核家族化などの影響により、社会体験や自然体験など、体験の不足というのが指摘をされています。こんな時代だからこそ修学旅行の意義について考える必要があるのではないのでしょうか。修学旅行がもともと持っている、学校を離れて友達と寝食をともにし、若い日の思い出をつくる絶好の機会であるという一面は大切にしつつ、さらに新しい意義を持つべきであると考えます。例えば、修学旅行の目的を明確にした上で、企画立案の早い段階から子どもたち自身に主体的にかかわらせたり、その場でしかできない体験活動を通して学ばせたりするような、いわば修学旅行の質的な転換を図ることが必要だと考えます。また、奈良県から修学旅行に出かけるだけでなく、全国から多くの子どもさんたちが奈良県に修学旅行で来てくれます。奈良県に来てくれた

生徒が、奈良県の豊かな歴史や文化遺産を生かした体験ができるような体制をとることも必要だと考えます。こうした意味で、全国教育委員会が地域の特性に応じた体験活動の情報を共有し、互いに活用することができれば、素晴らしいことではないのかなと思うところであります。

そこで、本県の修学旅行の現状はどうなっているのか。また、生徒みずからが主体的に企画運営し、現地でしか体験できない活動を伴う体験型修学旅行を促進する方途を考えておられるのか。さらに、体験型修学旅行を促進するためには、必要となる他府県の教育委員会との連携についてどのように考えておられるのか、あわせて教育長にお伺いをいたします。

二つ目の質問として、災害時の危機管理についてお伺いいたします。

本年は、台風の上陸記録を大幅に更新し、また、集中豪雨が相次ぐなど大きな自然災害に見舞われ、その恐ろしさを改めて実感した年となりました。本定例会においても、何人もの質問者が防災に関連した質問を展開されております。七月の新潟・福島豪雨、福井豪雨では、何十年あるいは何百年に一度と言われる大雨が短時間のうちに集中的に降ったということであります。このため多くの人々が逃げおくれ、命を落したり、家財を失ったりされ、大きな被害を受けられました。被災者の方々には心からお見舞いを申し上げます。

この豪雨では、一部の市町村で避難勧告・指示がおくれたり、うまく伝わらず、危険地域の住民が逃げおくれるというケースもあったと聞いております。同様に、十月に発生した台風二十三号や新潟県中越地震でも、避難勧告などのおくれや不徹底が指摘されたところでもあります。古来、水害に悩まされてきました我が国では、全国の大小の河川に堤防が築かれ、少々の雨では大洪水になることはないようになったものの、その一方で、温暖化などにより、何年かに一度、常識を逸脱した降雨量の豪雨に見舞われることもあります。河川改修などを計画的に進めることはもちろんであります。それにも増して、被害を最小限に食いとめるためには、大雨・洪水などの気象情報や避難勧告・指示といった防災情報の伝達の仕組みや防災体制を再点検することが先決と考えるものであります。防災情報の迅速・確実な伝達が、防災関係機関の災害応急活動の効果的な実施と住民の早期避難に極めて重要であることは言うまでもありません。

その一方で、本年九月に発生しました紀伊半島南東沖地震の際に、和歌山県などで津波警報が発令されました。市町村から避難勧告が出されていたにもかかわらず、これは自主判断であったのでしょうか、全く避難しなかった人がおられた、多かったと言います。住民の防災意識が希薄であれば、避難勧告や避難指示の意味がなくなってしまう。最悪の場合、多くの人的被害にもつながってしまいます。住民の防災意識の高揚が必要であると考えます。

そこで、総務部長に二点にわたりお尋ねをいたします。一点目は、県におかれては、風水害等の防災情報をどのように把握をし、防災体制を構築されるのか、二点目として、県

が把握された情報をどのように市町村に、また住民に伝達される仕組みになっているのか、そして、あわせて、県はどのように住民の防災意識の高揚を図っておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、台風などの防災体制における県教育委員会と学校現場との関係について、お伺いをいたします。

ことしのたび重なる災害に対し、今回私が特に感じましたことは、多くの子どもたちを預かる学校ではどのように対応されているのかなということでありました。台風につきましては、朝、登校する前に警報が出ていましたら休校措置がとられるということは承知をしております。登校後に警報が発令された場合、学校はどのような指導・措置をされているのでしょうか。特に小学校低学年のように幼い子どもたちに、警報が出たから下校しなさいというような画一的な対応がなされていれば、子どもたちにとっては、非常に厳しい状況の中でみずからの安全が脅かされるといった事態に陥ることにもなりかねません。両親が共働きの家庭もあり、下校させても家にはだれもいない場合もあります。現にそういう心配をなさっておられる保護者の方々もおいででございます。私も、その生の声をもお聞かせいただいております。台風が近畿地方を直撃し、気象警報が発令されるような事態は毎年のように起こっておりまして、毎年必ず対応しなければならない課題でもあります。また、地震についても、マスコミで報じられるさまざまな情報を見て、いつ起こるかわからないという危惧を持たざるを得ません。だからこそ、学校に通う子どもたちの安全を守るために、常日ごろから万全の体制を整えておく必要があると考えます。

教育長にお伺いします。台風等に伴う暴風や大雨・洪水に関する警報が発令されたときや、また地震が発生した場合、学校は具体的にどのように子どもたちを指導されているのでしょうか、お尋ねをいたします。

三つ目の質問でございます。土木部長に三代川の浸水対策についてお伺いをいたします。

このことは、私は機会のあるごとに指摘させていただいている問題であります。また、再三にわたり質問にも挙げさせていただいております。この三代川においては、毎年必ず二度、三度の浸水被害が発生しております。しかも、先ほどの質問で述べたような常識を逸脱した雨、とんでもない雨量で起こる浸水ではないんです。例えば、ことしの例を申し上げますと、時間雨量二十ミリ足らずの降り方で、この川は溢水してしまっているのです。治水対策こそが地元の悲願であります。県では現在、この河川、JR大和路線の上流下流約六百メートルの区間で河川改修計画が進められているところでありますが、当計画区間は、上屋と土地の権利者が異なり、権利関係がふくそうしていることなどから、補償交渉が進みにくい状況にあるということでもあります。もちろんこのことは私なども認識をしているところであります。また、県の担当職員の方々も精力的に取り組んでいただいているということも承知をいたしております。しかし、遅々として進んでおりません。現在の交渉状況、河川改修の見通しについて、いま一度お尋ねをしておきたいと思います。

壇上からは以上でございます。答弁をお聞かせいただいた上で自席から発言をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（吉川隆志） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、体験という観点を取り入れた観光振興のあり方についてのお尋ねでございます。

まず、質問の中で貴重な事例を添えてご質問いただきました。今後の観光を考えていく上で、時代の潮流、いわゆる流れの変化というものを洞察することは大切なことと考えております。質問の中でご紹介いただきました事例も、単に珍しい事例というとらえ方ではなくて、そこで示された関係者の熱意とか、興味とか、感動とか、総じて言いますと、参加者の心のベクトルとでも言うようなある種の力を感じる部分、これを意味のある兆候としてしっかりとらえて進めていく必要があると考える次第でございます。

私はそうした流れの変化として一つ、私見でございますが、いわゆる観光について、「与えられる観光から求める観光へ」という変化としてとらえることができるのではないかと考えております。もとより、従来の神社仏閣、名所旧跡、展望、あるいは温泉などが魅力を失ったわけでは必ずしもないと思います。しかし、単に有名でたくさんの客を集めると一種のいわばパテントというか、銘柄を受け取るだけではもはや十分でない。それだけでは満足しなくなっている。そこで感じる実感なり、話題性なり、新鮮さなり、あるいは臨場感なり、こういったものが本人の求めるものと一致する、そうしたフィーリングを伴うことが求められているような気がしております。こうした流れを本物志向の観光だとか、体験型の観光だとか、面的な観光、あるいはイベント参加型、いろいろなとらえ方をされておりますが、その核として、貴重な時間や消費というものを、より主体的に、あるいは精いっぱい有意義に使いたいとする観光客の気持ちがその原点になっているような理解をしております。そうした理解に立って今後の観光の魅力をとらえ、あるいはそれにこたえる知恵や工夫を体系的、あるいは実践的に開拓していくことが、そういう努力が重要だと、かように考えている次第でございます。

まあ、これは私の考え方でございますが、そうした観点に立って、本県においても、基本的には歴史文化等のポテンシャルの豊かな観光資源を強力に情報発信していくことが重要でございますが、本県で試みられている事例を説明して、お答えにいたしたいと思えます。

まず、そうした工夫の一つとして、五感、我々が持っている五感に訴えるということを考えております。すなわち、見るだけでなく、味わったり、聞いたり、あるいはそういう複合で奈良をもっと楽しんでもらおうと。その中には既に「奈良のうまいものづくり」とか、あるいは「大和路シンフォニー」の作成などに取り組んでまいりました。また、県内各市町村の協力を得まして、本県の歴史文化等に触れる体験型観光メニューの発掘・開発に取り組んでおりまして、その成果として、本年三月には「体験型ガイドブック」という

ものを作成いたしました。例えば、にぎり墨、これは書道の墨でございますが、それを握るにぎり墨、あるいは赤膚焼体験等の伝統工芸体験とか、寺院での写経とか座禅体験といった奈良らしいものをはじめといたしまして、自然学習体験、産業体験など幅広いジャンルで百件を超えるメニューを整理した次第でございます。新たに世界遺産となった「吉野・大峯」を身近に体験していただくように、来訪者のレベルに応じた四十五のウォーキングルートも作成いたしました、活用していただくようにいたしました。

これらの体験型メニューを毎年春と秋に、東京及び大阪で開催している旅行エージェントを対象とした観光プロモーションの場でも積極的にPRを実施しております。また、本年秋には、これは関西経済連合会でございますが、旅行エージェント数社の参画を得て、「関西じねん大学へ行こう」ーじねんは自然のことでございますーという学ぶ旅の商品に奈良県の観光地も組み込まれるという成果を得たところでございます。

同時に、地域の観光資源は、その地域に住む人が自分の気持ちで語り、あるいは伝えることでさらに魅力が増す、こういう面もございます。県内の観光ボランティアガイド対象の研修会を継続して開催するなど、地域ボランティアの資質向上にも取り組んでいるところでございます。

ご質問で他府県での活性化を進めている事例もご紹介いただきましたが、現在、県では有識者二十名で構成される観光産業活性化推進会議を開催いたしまして、今後の本県の観光戦略について活発に議論いただいておりますが、その過程で、ご質問でご指摘をいただいた点も踏まえて、今後もこのような場などを通じて、多様化する観光ニーズをしっかりととらえ、体験メニューの発掘・開発、あるいは旅行商品づくりの促進を図り、多くの人に何度も訪れていただける観光地づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 滝川総務部長。

◎総務部長（滝川伸輔） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答えいたします。

私には、災害時の危機管理につきまして、一点目、風水害等の防災情報を県がどのように把握し、防災体制を構築するかという点でございます。

まず、気象情報につきましては、気象台から専用回線を使って県に自動的に配信されることになっておりまして、消防防災課において常時状況を把握しておりますし、庁内の防災関係各課にはファクシミリによる自動的な情報提供が行われております。また、河川水位及び雨量情報につきましては、県の設備により自動的に計測をし、常時状況を把握しているところであります。また、庁内各課は庁内ネットを通じまして同じ情報をとることができるようになっております。

次に、防災体制、特に風水害時の防災体制でございますが、まず、大雨注意報ないし洪水注意報が発令された場合、または気象状況によって災害発生が予想され、警戒が必要となった場合には、県の水防計画に基づく水防体制をとります。次に、注意報から警報になりまして、大雨警報ないし洪水警報が発令された場合、または、注意報でありましても、

かなりの被害発生が予想される場合には、県の地域防災計画に基づきまして風水害等災害警戒体制第一号警戒配備というものをとります。これは、水防体制に消防防災課、福祉政策課、警察の警備第二課といったところが加わったものでございまして、気象、水防等の情報収集、さらに災害関係の各種の連絡調整に当たるものでございます。さらに被害の発生するおそれが強くなった場合には、第二号の警戒配備ということで、今申しました各課に加えまして、すべての部局の主管課等が当たるものでございます。最終段階としましては、重大な災害が発生、または発生するおそれが生じた場合に、知事を本部長とする災害対策本部を設けるなど、気象の状況に応じまして、それぞれ適切な体制をとることになっております。なお、いずれの段階におきましても、知事以下三役あるいは関係の部局長に對しましては、必要に応じ、随時報告をしているところでございます。

二点目といたしまして、では、その県が把握した情報を市町村や住民の皆さんにどのように伝達をしているのか、あるいは住民の防災意識の高揚をどのように図っているかというお尋ねでございます。

まず、県から市町村への伝達につきましては、気象注意報、警報、台風情報等の重要な気象情報及び水防警報につきまして、防災行政無線のファクスで送っているところであります。市町村は、これらの情報が届きますと、正常に受け取ったという旨の確認の連絡を県に送ることになっております。そして、情報を受けた市町村では、県からの情報や、あるいは独自に、例えば河川の水位、堤防の状態等について、市町村独自に収集された情報をもとに被害発生の危険性を判断し、避難勧告あるいは指示を住民の皆さんに出すということになっております。地域住民の人命にもかかわるこれら重要な情報につきまして、市町村の防災行政無線、あるいは広報車、サイレンなどを用いて住民に周知をする仕組みとなっております。

また、風水害による被害を軽減するためには、議員お述べのように、住民の防災に対する意識を啓発し、住民の皆さんが市町村等から受け取った情報を正しく判断して行動していただくことが重要でございます。このため、県としても、県民の防災意識の向上をねらいとして、災害時の避難、集中豪雨や土砂災害に関する知識、あるいは地震被害等に関する各種講演会を開催したり、ホームページ等によって防災知識の提供に努めているところであります。

なお、最近の災害におきまして、これは他府県の事例ではありますが、情報伝達、あるいは高齢者の避難支援について、課題が幾つか提起されているところであります。こうしたことから、現在国において検討会が設置をされております。課題の中には、県から市町村への伝達、市町村における判断や体制、市町村から住民への伝達、あるいは住民の皆さんの危機意識といった観点から検討されておきまして、本年度中には検討結果がまとまる予定と聞いておりますので、県といたしましても、こうした国の検討結果なり提言も踏まえまして、県と市町村が連携して実際の運用がきちんとできるように、実践的な体制づくりという面で一層の検討を重ねてまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答えをいたします。

私には二点についてお尋ねをいただいております。

一点目は、体験型修学旅行についてのお尋ねでございます。

修学旅行は古い歴史と伝統を持つ学校行事でございますが、交通機関の発達や総合的な学習の時間の導入によりまして、多様化が進んでおります。その中で「自主見学」や「体験学習」をキーワードに、学習を中心とした旅行にかわりつつあります。本県でも、生徒が計画づくりに積極的に参加したり、体験活動を取り入れたりする修学旅行が行われるようになってきております。例えば、中学校では、姉妹都市の学校との間で伝統芸能等の文化交流をプログラムに取り入れている学校、また、生徒が一年生の段階から、専門家のアドバイスを受けまして企画立案した旅行のプランを保護者にプレゼンテーションし、旅行先を決定している学校などがございます。県の教育委員会といたしましては、現在、豊かな体験活動推進事業に取り組んでおりますが、これらの実践事例を「体験活動のプログラム集」にまとめまして、来年度すべての小中学校へ配布いたしまして、修学旅行を含む体験学習の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、本県の歴史的・文化的遺産や豊かな自然を生かしたすぐれた学習旅行プランや体験活動のプログラムを生徒たち自身と教員によってつくりまして、いわばプロデュースいたしまして、それらをインターネット上で発信することによって、県内外の児童生徒と教職員へ、歴史学習、体験学習の情報として提供していきたいと考えております。同時に、優秀なものにつきましては、県の教育委員会といたしましても表彰し、広く県民の皆様にご知っていただきたいと考えております。こうした取り組みは、子どもたちにとりまして、郷土の価値を知るという貴重な学習になるとともに、修学旅行を介しまして、他府県の児童生徒との間で学習情報を共有する新たな契機になるものと考えております。

二点目は、警報発令時や地震発生時の学校の対応についてのお尋ねでございます。

台風等気象警報発令時の対応につきましては、各学校が作成いたします防災計画に基づき、学校長が、気象庁から出されます予想の動向や当該地域の風雨の状態等をもとに、登下校における児童生徒の安全に配慮し、市町村教育委員会と連携の上、休校の判断や下校の指示を行っております。登校後に気象警報が発令された場合の具体的な対応についてでございますが、家庭との緊急連絡体制に基づきまして、児童生徒の安全確保を最優先に、各担任が必要に応じて保護者と電話連絡をとるなど対応していただいているところでございます。警報が発令されたからといって、暴風雨の中を幼い子どもひとりで下校し、安全が脅かされるといったことがあってはならず、この点につきましても、下校させるか、校内で待機させるか、適切な対応がなされるように再度指導していきたいと考えております。

次に、学校に児童生徒がいるときに地震が発生した場合でございますが、机の下に隠れて頭部を保護する、素早く出入口を開けて避難口を確保する、ガラス等危険なものから離

れる、日ごろから避難経路を確認しておくなど、県の教育委員会が示しております「安全指導の手引」に基づきまして指導されていると認識をいたしております。これまでも各学校の安全教育担当者を対象にした研修会を開催してきておりましたが、阪神・淡路大震災の発生を契機に研修会の充実を図り、防災計画の作成や災害発生時の危機対応訓練の方法など指導・助言を行うとともに、安全指導に関する情報や資料の提供を行っております。今後とも、防災体制を充実させるための取り組みを積極的に進めるとともに、各学校に対する一層の具体的な指導に向けまして研究を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 南土木部長。

◎土木部長（南哲行） （登壇）十一番上田議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、三代川の河川改修計画下における現在の補償交渉状況及び河川改修の見通しについてお尋ねいただいております。

三代川におきまして、県が現在改修事業に着手しております区間は、議員お述べのように、権利関係がふくそうしている上に公図の混乱している地域でもございます。このような状況であります、県では既に事業説明や用地境界確定を終えております。事業用地に係る二十七筆の公図訂正を現在行っているところでございます。

お尋ねの交渉状況でございますが、補償対象となります家屋二十一戸のうち、平成十四年度に一戸を契約しております。残る二十戸のうち、平成十五年度までに十二戸の建物調査を完了したところでございます。今後も、早期の着手に向けまして、権利者及び斑鳩町の協力を得ながら、調査額を権利者に提示するなど、積極的に交渉を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 十一番上田悟議員。

◆十一番（上田悟） ここに一通の手紙、そしてビデオを持ってまいりました。先ほど例で挙げました埼玉県春日部中学校の校長先生からの奈良に対するお礼状であります。今まで何の疑いも持たずにその場所を訪れ、寺社をめぐり、修学旅行を終える、そのパターンで奈良を訪れた記憶を持つ人たちは多いと思います、今までなら、寺社は見学する場所であり、新しい自分と出会う場所としての役割を与えてくれる場所であるとは考えることもできなかったであります、今回のケースが実現できるということ、この事例から、観光地奈良のイメージの転換が図られるのではないのでしょうか、新しい修学旅行の形として、新しい奈良の楽しみ方として、このような展開が図られるのではないかと、お礼状に添えてこういうコメント、メッセージを添えておられます。今、知事から答弁いただきました、まさにその、観光客のニーズの変化ですか、「与えられる」から「求める」、そしてまた「時代の潮流」というお言葉も今お使いになりました。まさにもう一致したところであると私は思っております。

それとあわせて、この校長先生の手紙というか、お礼状、メッセージに、参加した子どもたち三百人、すべての子どもたちが、同じ書式、同じフォームに、この修学旅行の思い出、いわゆるお礼の意味を込めたワンコメントを添えた手紙をつくったそうです。束ねて校長先生の表紙をつけて、お礼状として奈良へ届いたそうです。教育長、これ、まさに修学旅行、その当日、三日間なら三日間、四日間なら四日間ということだけではなくて、事前の段階から、そして終わってから後もということで、いろんな体験をこの中学生たちはなされた。私はすばらしいことだったなという思いでこの事例をきょう取り上げさせていただいたんです。ビデオも、担当の先生が修学旅行のダイジェスト版というのをつくって、これもいわゆる出発から埼玉県へ帰るまでのその行程、いろいろととらえておるんですけども、やはりメインは薬師寺の踊りでした。こういう立派なものをなさっておられます。

このことを考えたときに、私は、修学旅行に来るに当たって、まずこのこと、なぜこれが実現できたのかというのを検証してみたときに、たまたま、行動力のある、意欲のある引率の先生が、たまたまホームページの情報を通して知った奈良のバサラ祭実行委員会があったと。そこへ相談をしたと。たまたま相談をした。そしたら、たまたまこのバサラの実行委員会側が、心意気だけで動く人たちが、本当にそういう人たちの集まりであったということで実現した。私はこれ、ひょうたんからこまではありませんけれども、本当にたまたま実現したものだと思っています。これ、もしこの学校から県庁や市役所にご相談があったと考えたときに、果たしてどうだったでしょうか。皆さん方、一致した考え方と私は思うんです。

ただ、今答弁で、いろんな体験型のメニューであるとか、ガイドブックであるとか、準備しているということもお聞かせいただいたので、少し安心はしているんですけども、先ほどのこの校長先生からの手紙、子どもさんの手紙、この中にもおもしろい言葉が出てくるんですよ。京都へ行った修学旅行の思い出、ああ、よかった、私たちの人生の思い出だ、そういうコメントがいっぱい入っているんですけども、その中に京都の薬師寺でソーラン踊りをしましたと。これ、笑い話じゃないんですね。九月定例会でも、奈良の大仏、京都の大仏という言葉をお使いになっておられました。これ、企画部長に所見を聞きたいなというぐらいの思いでありますけれども、今の苦笑いでわかりますので、もうこれ以上の答弁を求めませんけれども、観光立県奈良の実態が、関東の生徒さんたちからしてみれば、京都でも奈良でも、どちらでもいいんですね、京都の出先、京都の離れ、薬師寺は京都にあるという認識の手紙が何通もありました。このような実態であります。そのことをしっかりと踏まえて、私たちのこの奈良の観光というものを見直していかなければならないなと思います。

ちょっとついでに、もうこれ、おもしろい話題でしたので、続けて申し上げます。

修学旅行に来る前に、約一カ月、この奈良、京都へ来るということが決まってから一カ月の間で、しかも薬師寺で踊れるんだということが決まってから一カ月の間で、生徒たちは薬師寺バージョンの踊りを一つつくったらしいんです。一つは三年間やっている、体育

祭なんかでもやっている踊りですけども、薬師寺で踊れるということで、薬師寺バージョンをつくったと。しかもそろいのユニホーム、はっぴ、背中に刻む言葉、自分たちで選んで、自分たちでつけたそうです。準備もしっかりと体験に含まれているわけですね。そして当日、薬師寺での当日、これは雨だったんです、この日。ところが、生徒たちの提案で、この生徒たちは閉門前にやらせていただきますと言ったそうです。なぜか。他の参拝者の邪魔になってはいけない。団体客などが少なくなる五時前に実施してはどうですかと、これは生徒たちの提案であったそうです。すばらしい体験をされていますね。

あわせて、観光の方へまた話が戻りますけれども、この日、親、保護者の方々ですね、別行動でわざわざこの日に合わせて日帰りで、埼玉県から五十人ほど父兄の方がおいでになったそうです。関西圏に住む親戚、おじいさん、おばあさんたちも訪れたそうです。波及効果、付加価値というんですか、これについてもついております。そして、終わった後も、先ほど申したような手紙でちゃんと振り返って、またお礼状をしたためている。メッセージをしたためている。私は一連のこの流れを見て、本当に見学の修学旅行から体験と、大切なことだなと。本当に、たった一つの事例ですけども、このような思いを痛切に感じましたので、きょういろいろと申し上げさせていただいたようなことでございます。これからの観光の取り組みももちろんですし、学校の修学旅行という観点からもそうですし。

宣伝の話に移ります。住民の防災の意識高揚の方ですね。やはり宣伝が必要なんです。危機意識を持ってもらわなければならない。さっき和歌山の事例を申し上げました。避難勧告が出ているにもかかわらず、大きな津波が来るかもしれない。その海岸沿いに住んでおられる方は、十分その怖さを知っておられるはずなんです。しかし、大丈夫であろうということで避難しなかった。怖い話です。せっかく今、防災体制、こうして築いていますよ、体制はしっかりありますよ、構築しておりますよ、そして、指示命令系統も、伝達方法も、市町村に渡り、住民にという仕組みはしっかりといただいているということは、きょう再確認させていただきました。しかし、住民がどういう判断をするのか。もっと危機意識というものを持っていただくような意識の高揚ということ、もう一歩の手だてはないものかなと、そのように思っているところであります。

同じく、この防災のときの学校、先ほど、小さい子どもさんが、どしゃ降りの中で家に帰ったという話をしました。登校前に警報が出ていれば休校、登校後に、学校に来てから警報が出た場合に、ほとんどの学校では下校をなささいという仕組みになっているようです。これは市町村の教育委員会の判断、また学校長の判断であろうかと思えますけれども、私、おかしくたまらないんです、この話。学校というのは、ほとんどが災害時の避難場所に指定されています。災害が起きました、警報が出ました、学校へ来なさいだったらわかるんです。帰りなさいというのが私はわからないんです。再点検していただきたいと思えます。

それから最後に、土木部長に三代川（みよがわ）の浸水対策、毎度の質問でございます。ところが、先ほど、この開会前に、ある議員さんから、また三代川（さんだいがわ）の話

をするのかと言われたんです。やはりこれもちよっと残念な話なんですけれども、この河川改修計画、本当に難しい。先ほども進捗状況を説明いただきましたけれども、遅々として進んでいないな、これもまさに現状であります。地元でもその認識は同じでございます。しかし、申し上げましたように、時間雨量二十ミリでこの川、上流部で溢水しているんです。それも毎年です。何回かあります。河川改修頑張ってます、やってます、しかし水つき起こっています、我慢してくださいでは、政治の責任が果たせていないのではないかなと私は思います。

一つの河川の整備手法として、いわゆる採択基準として河道整備でやると。この河川はそういう河川整備計画に基づいて整備を計画されております。平成十四年に河川整備計画をしていただいております。私は、合わせわざが使えないのかなということをきょう申し上げたいんです、合わせわざ。河道整備は河道整備としてやっていかなければならない。しかし、この溢水するところの上流部で、これは素人考えですよ。素人考えですけれども、もしこの流路を二つに分けることができるならば、水量は半分になるな。もしその溢水部分の上流で貯留池などを設置することができるならば、溢水を防げるのではないかな。素人考えですけれども、地元の強い強い意思でございます。切なる願いでございます。調査、研究、検討、すぐにでも対応していただくことぐらいはできないのかな。私からの希望として申し上げておきたいと思います。河川整備計画の変更をも視野に入れなければならないことは重々わかっております。難しいことかもしれませんが、地元の切なる願いでございます。

時間もちょうどとなりましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（吉川隆志） 次に、十番今井光子議員に発言を許します。――十番今井光子議員。（拍手）

◆十番（今井光子） （登壇）質問に先立ちまして、今回、女子児童誘拐殺害事件で被害に遭われました女子児童に心からのご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆様にご心からのお悔やみを申し上げます。

ただいまから、日本共産党を代表いたしまして、知事、関係部長、教育長に質問をさせていただきます。

六十三年前のきょう、十二月八日、大日本帝国は真珠湾攻撃を行い、同時に東南アジア侵攻を開始し、アジア太平洋戦争に突入いたしました。来年の終戦六十年を控えて、小泉総理のたび重なる靖国神社参拝問題や憲法改悪の動き、イラクの自衛隊駐留の延長問題など、日本の侵略戦争の責任と反省を思い起こさせる動きが顕著になっています。先日、地元広陵町で戦没者慰霊祭が行われました。大字ごとに犠牲者のお名前が読み上げられ、小さな地域から同じ名字が続くたびに、親族で何人も犠牲になっておられることがわかります。参列されている高齢の遺族の方々のこれまでのご苦勞を思うと、イバラの道という言葉では言い尽くせないものを感じます。政府の起こした戦争によって、どれほど多くの

方々の未来が奪われ、人生が変えられたか。日本国憲法は、そうした犠牲のもとに、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにすることを宣言した、かけがえのないものです。

今、小泉内閣は、憲法九条を踏みにじって自衛隊をイラクに送り、アメリカの無法な戦争に協力しています。「大量破壊兵器なしとの報告出づる日も子らの悲鳴と転がる亡骸」、新聞に載った歌です。国際人道法に違反して、ファルージャでイラク市民六千人もの殺りくを繰り返した総攻撃は、イラクの民主化どころか、憎しみの連鎖でイラク情勢を泥沼化させています。小泉総理は、ファルージャの攻撃を一定効果を与えたと容認しております。アメリカはイラク戦争を直ちに中止するべきです。十二月十四日で自衛隊の期限が切れますが、小泉総理は国会にもかけずに一年間の延長を決めようとしております。十日にも閣議決定される新防衛計画の大綱では、侵略抑止という従来の安全保障の考えを拡大し、テロや大量破壊兵器を口実とした海外の軍事活動、派兵が任務の中心になっています。自衛隊は即時撤退すべきです。国際文化観光・平和県の奈良県知事として、アメリカに対してイラク戦争の中止を求め、政府に対して自衛隊の即時撤退を申し入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

今、アメリカの戦争に日本の国民を総動員させる危険な動きが始まっています。ことしの六月、自民、民主、公明の各党の賛成で強行可決された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が、九月十七日から施行されました。八十一条、物資の売り渡しの要請が定められ、要請に応じないときは都道府県知事は収用することができるとし、八十二条、土地等の使用では、臨時の施設を開設するために同意を得ずに使用することができるのとされています。国民を保護する法律というより、国民を統制する性格を持った法律です。戦争協力が義務づけられている指定公共機関、例えばテレビ局や病院では、戦時の計画をつくり、戦時に向けて組織を整えなくてはなりません。運輸、交通、病院関係者、地方自治体の関係者、教育にかかわる人など責務が課せられ、ボランティアも協力が要請されます。住民が善意で行うことまで、気がついたら戦争に協力をさせられていたということでは、とんでもありません。有事関連法が制定されて以後、全国の自治体では担当部局が設けられたり、そこに自衛官が配置されるなどの動きが広がっています。ことし、予算を組んだのは十八府県です。県も新規事業として、国民保護法制に係る体制整備事業が二百五十万円予算化されております。国民保護法制が県民に及ぼす影響と県の責務について、どのように認識されているのか。国民保護法制のもとに政府が進めている戦争動員計画に協力をするべきではないと思いますが、どのように考えておられるのか、知事のお考えをお聞かせください。

次に、市町村合併について質問いたします。

平成の大合併は、国にとってお金のかからない地方制度づくりで、効率の悪い地方の市町村を合併して、そこから財源を引き上げ、都市に集中をしようというもので、財界の戦略に沿ったものです。国は、都道府県を動員して強引に合併を進めています。県でも、ほ

かの予算を削る中で、合併には各自治体一億円という支援を行ってきました。日本共産党は、押しつけ合併には反対ですが、合併することが地域の住民の利益になるのか、住民の意思を尊重しているのかで是非の判断をします。十二月五日、王寺、斑鳩、平群の三町が、西和七町の合併を問う住民投票が行われました。三町の結果は、王寺、斑鳩が反対多数、平群は賛成が上回りました。県は住民投票の結果をどのように認識されているのか。当然この結果をしっかり受けとめ、尊重するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、福祉医療制度について質問します。

奈良県福祉医療検討委員会は、十一月十五日、知事に提言書を提出いたしました。「将来にわたり持続可能で安定した制度とする。少子・高齢化に対応した施策の重点化を図る」としております。今回の見直しの背景には、全国的にもおこなっていた奈良県の乳幼児医療助成制度の改善を求める強い要望がありました。県は、乳児医療、幼児医療、老人医療、障害者医療、母子医療、重度心身障害者老人医療を福祉医療としてきました。今回の提言は、一、乳幼児医療は入院を就学前まで拡大すること、二、老人医療助成制度の廃止、三、すべての制度に一部負担金を導入する、四、支給方法は自動償還払いにするというものです。これでは結局、決まった予算の中でやりくりをすることにほかなりません。福祉医療制度の目的は、健康の保持、福祉の増進のために、医療費の負担の困難な県民に医療費の自己負担を助成するものです。乳幼児医療費助成制度は、安心した子育てを支援する対策として極めて重要です。提言では、これまで無料だったゼロ歳に自己負担を導入して、所得制限を強化することになり、経済的負担の軽減をうたった少子社会対策基本法や子どもの権利条約の精神にも違反する内容です。

出生率が一・一八、全国でワーストスリーという奈良県にとりましては、少子化対策を今真剣に行わなければ大変なことになります。昨年度、出生が一けたという自治体は、奈良県内に七自治体もありました。持続可能どころか、地域の存亡にかかわる重大問題です。この際、乳幼児医療は福祉医療制度から外して、子育て支援策として就学前までの無料化を実施するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

六十五歳からの老人医療助成制度は、奈良県が昭和四十八年から全国に先駆けて始まった制度です。当時の奥田知事は、「今日の経済繁栄を築いてこられた老人の方々に報いるためにも、将来老年を迎える現在の若い人々に希望を持たせる意味でも、真剣に取り組まなければならない」と、三十年前にこの議場で提案されました。老人医療費助成制度は、数少ない県の単独事業であり、命と直結をしているかけがえのない制度で、廃止をするべきではありません。

県民の暮らしは大変です。長引く不況で安定した仕事につけない。家計の落ち込みは、不況が始まった九七年から一世帯七十万円も減っています。二〇〇三年度、日銀の調査では、貯蓄なしという世帯が二一・八%、奈良県では十一万世帯に相当します。生活保護世帯は県内で約一万世帯、十倍の人が生活保護基準すれすれ、それ以下の生活を送っています。年金改悪や増税で、食べるだけで精いっぱい、医療費まで払えない現実があります。

県は、定額の負担として、外来に月五百円、入院が月千円の自己負担を導入するとのこと
です。しかし、窓口では一たん三割、三歳以下では二割の自己負担を払うことになり、お
金がなければかかれなくなります。これでは我慢をして重症化を招き、かえって医療費の
引上げになります。これまで無料だったゼロ歳、母子、障害者にとっては大改悪です。市
町村独自で上乗せをしている三十四の自治体にも多大な影響を及ぼします。むだな公共事
業を削ってでも制度を後退させるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。

福祉医療制度は九万二千七百九人が受けているかけがえのない制度です。見直しに当た
っては、関係者や当事者、自治体の担当者など広く意見を聞いて進めるべきだと思います
が、いかがでしょうか。

次に、精神医療総合センターについて質問します。

国民に痛みを押しつける小泉構造改革のもとで、心の病が急増しています。奈良県でも、
昨年六月現在、精神科に通院している人は一万二千人余りとされています。その六割、七
千四十人が通院医療費公費負担制度を受けています。精神科の救急は奈良県の医療の中
でも最もおくれており、アルコール依存症や合併患者の受入れ先がない問題で、私も医療の
現場でたくさんの事例を見てきました。この間、緊急を要する精神科の措置入院や移送な
ど、一定改善されたとはいえ、受入れ先がない、診察する指定医がないという問題は本
当に深刻です。医療が必要なのに警察に通報されることも多く、警察も大変です。

県は、精神科の救急医療や措置入院への対応の充実を図るとして、県立医科大学に精神
医療総合センター設置の予算を計上しています。精神保健及び障害者福祉に関する法律で
は、県の責務として県立精神病院を設置しなければならないと義務づけられています。医
大に設置される精神医療総合センターは、県立の精神病院として、二十四時間いつでも救
急や措置入院、保護入院などに対応できる施設整備や人の配置が欠かせないと思いますが、
精神医療総合センターは、県が担っている医療福祉の分野でどのような役割を果たしてい
くのか、お伺いします。

同法ではさらに、県の責務として、措置入院のための事前調査、診察、移送、入院措置、
また医療保護入院のために移送及び精神科救急医療システムの整備等が定められており
ます。とりわけ措置入院の場合は、入院の意思のない精神障害者を強引に入院させること
になります。措置入院は行政の対応になり、一歩誤れば大変な人権侵害となりかねません。
そのため、法二十七条では、県知事が当該職員を立ち合わせなければならないと定められ
ております。精神障害者が人間として普通に生活するための家を確保し、必要な保護を行
うことは行政の責務です。これらについてはどのように進められようとしてるのか、お伺
いをいたします。

次に、災害に強い奈良県づくりについて質問します。

ことは、例年にないほどの台風が次々と上陸し、各地に多大の被害をもたらしました。
新潟地震でも甚大な被害を及ぼしました。八月には大塔村で地すべりが起こり、土砂が川

をもう少しでふさいでしまうところでした。日ごろから災害に強い奈良県づくりを心がけることが必要です。

住宅の耐震対策といたしまして、阪神大震災では、亡くなった六千五百人の八割が家屋の倒壊によるものです。とりわけ、現在の耐震基準が設定された昭和五十六年六月以前の老朽化した住宅に住む高齢者が犠牲になっています。静岡県では東海地震に備え、T O U K A I - O というプロジェクトを立ち上げ、家屋の倒壊による圧死者をゼロにする取り組みが進められています。家具の固定も進められております。県内にある基準以前の個人住宅六十万戸を対象に、既存住宅耐震診断事業、これは、十四万四千円を補助対象の上限として三分の二、上限九万六千円までの補助が受けられます。さらに木造住宅耐震補強事業として、耐震診断で倒壊または大破壊と判定された住宅には補助金三十万円までの助成が、さらに高齢者には二十万円の割り増しがあります。既存住宅耐震診断事業として、住宅以外の建物、ブロック塀などの改修や家具の固定にも補助があります。そして、テレビで県民に耐震化をすれば補助が出ることを呼びかけています。

奈良県では、新たな耐震基準以前の住宅が、平成十三年の調査で、人口二万人以上の二十二の自治体で十七万戸あります。備えあれば憂いなしと言いますが、災害が起きて多くの命や財産が犠牲になり、その復旧に莫大な費用がかかることを思えば、個人住宅への助成は、より効果的です。また、不況の中で地元業者の仕事の確保や雇用拡大にもつながります。経済の波及効果や地元にお金落ちること、地域のお金が循環することは、地域の活性化にもつながります。奈良県でも実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。

静岡県では、県が所有する公共建物の耐震性能に係るリストの公表が行われております。災害時の拠点となる建物、県庁や県警本部、避難場所になる学校や体育館、病院や社会福祉施設、道路や河川などの応急復旧工事を行う土木・農林事務所、保健センターや公園、図書館、県営住宅などです。奈良県でも学校の耐震化は大規模改修のときに行うということだけではなく、目標を定めて公共施設の耐震化計画を策定し、進捗状況を公表するように要望しておきたいと思います。

吉野桜ゴルフ場の跡地問題で質問いたします。

吉野はこのたび、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録をされました。長い歴史の中で、この土地に生き、伝統や文化を守り続けてこられた多くの方々がいたからこそ実現できたものです。吉野桜カントリーゴルフ場跡地は、蔵王堂のある吉野山の西隣の尾根に当たります。和解文では、名勝吉野山に隣接し、世界遺産暫定リストに掲載された、極めて貴重な吉野の歴史的環境と一体をなすと記されております。

八十四年の四月に六田区に初めてゴルフ場開発の話が上がりました。開発地の直下に位置し、開発区域を源流とする九条谷川、奥六田川が区内を走るように流れております。開発や農業用水、土砂災害を心配した地元は反対を表明、当初は県の関係各課もそろって、水利権者である六田地区の同意は必ず必要だと言っておりました。ところが、事前協議を重ねる中で、開発地域の調整池が六田区から左曽区側に三十メートルほど移動し、九二年

十二月二十四日、都市計画法二十九条に基づき開発許可がおろされました。無謀なゴルフ場の開発で、調整池の溢水によって地元は二度にわたって冠水をしています。最も危険な箇所に民家三軒が建っております。六田の清流は、万葉集にも「蛙鳴く六田の川の川柳のねもころ見れど飽かぬ川かも」、いつまで見ていてもあきないほど美しい川だと詠まれております。それが、ゴルフ場の開発によって蛙も激減し、工事中は蛍や稚魚も全くいなくなり、死の川になり果てました。

お上のすることは間違いないと信じてきた地元の住民は、孫子のためにと、業者を相手に裁判を起こしました。途中で開発業者の村本建設が倒産、二〇〇一年九月十一日、大阪高等裁判所において和解が成立、業者は九月二十八日、開発行為に関する取り下げを行いました。既にそのままの状態が三年が過ぎております。二十アールも山肌はめくられ、谷は埋め立てられ、やせた尾根につくられているダムのような調整池はそのまま、地元では頭上に爆弾を抱えているようなものと、不安にさらされております。和解にあるように、ゴルフ場の跡地利用は、歴史的環境にふさわしく復元し、下流の災害のない状態になってこそ初めて真の解決になります。住民は県がゴルフ場開発を認可しなければこんなことにならなかったと、県行政に憤りを感じております。開発申請の際に県が求める同意とは何かをお聞かせください。

裁判による和解では、第六項で、開発業者は土地に関して、今後、監督官庁たる奈良県知事から発せられる行政処分、行政指導を確実に守る、出された回復期限の猶予を守るとしてありますが、県は業者から出された回復期限の猶予を三度にもわたって更新し、来年の三月三十一日まで延長しております。いつまでこれを繰り返すのか、もう最後にしてほしいというのが住民の願いです。県の考えをお聞かせください。

和解では、跡地利用のこととして、この土地が吉野の歴史的環境と一体をなすものであり、それにふさわしいものにするとしております。ところが、管財人が提示してきたものは、違反の例示までされた巨大墓地、また巨大ミルクパークなど、およそ吉野の歴史、伝統から乖離したものを持ち込んできております。吉野町では昨年、議会が全会一致で跡地の取得決議を行い、一億円という額を提示しましたが、値段の折り合いがつかず、そのままになっております。現在も新たな申請が出ていると聞いておりますが、住民は調整池の管理などが将来にわたってできるように、公的機関の所有になることを願っております。

本日傍聴にお見えの直木孝次郎先生が代表されておりました吉野を愛する会は、万葉植物園構想を提案しております。内容は、痛めつけられた山肌を復元し、吉野山の風土的環境を理解するために、標本樹を個別に植えるのではなく、関連樹種を再生可能な規模のグループにまとめて育成し、それらの組み合わせで万葉植物園の効果を出そうというものです。生態系に立脚した幾つかの森の集合体が万葉植物園構想です。周辺は、世界遺産の吉野の大自然と歴史的な景観があります。万葉の地、吉野を愛する全国の熱い視線がこの土地の行方を注目しております。開発許可をおろした県として、和解条項にふさわしい利用がなされるように、町任せにせず、支援をしていただくよう要望しておきます。

高校入試問題で、教育長に質問します。

昨年、県は県立高校の統廃合計画を策定しました。今年度、八つの学校がなくなり、新たに四校が新設されました。統合四校では、十三クラスで五百二十人が削減され、ほかの五校では一クラス四十人を増員、入試については、専門学科と総合学科はすべて募集人員の一〇〇%を分割選抜で募集するという内容に変わりました。分割選抜の募集人員は、前年一七・五%だったのが、二六%まで高められました。募集人員の一〇%を調査書を用いず学力調査のみで行うのが十五校、全日制では二百四十人が減らされました。そのため、今年度の公立高校の一般選抜では、一部の高校でこれまでになく著しく競争率が上昇し、結果として、経済理由で学校に行けない生徒は全日制の高校をあきらめざるを得ないという深刻な事態を引き起こしました。

さらに四月には、再編計画に基づき、奈良県立高等学校入学者選抜制度改革方針を打ち出し、各校の特色に見合った入試制度に変えようとしております。この方針は、むりやり特色を出した高校再編に合わせた計画で、全県一区で学力差が大きいなど、入試制度の抱える問題は何ら変わっておりません。むしろ人格形成に大きな影響を持ち、すべての子どもたちに基礎学力を保障すべき小中学校の義務教育の根幹を揺るがしかねないと心配する声が保護者や教員から上がっています。入試制度の改革は教育の根幹にかかわる重要な内容であり、見直しは県民に知られないところで早急に進めるべきではないと思いますが、いかがでしょうか。広く県民の意見を聞いて、合意と納得の上で行うべきではないでしょうか。

最後に、大滝ダムの問題で要望しておきます。

ダムの貯水による地すべりから、もう一年半がたち、白屋の住民は寒い仮設住宅で二回目の冬を迎えます。精神的にも肉体的にも、もう限界に来ております。もともと地すべり地帯であった地域であり、住民はダム建設に反対しておりましたが、県が大滝ダムの建設に建設省と調印して始まった事業です。その結果、今日の事態です。県は国の事業だから関係ないというのではなく、国の責任において住民が一日も早く安心できるように、単なる移転の補償ではなく、被害の補償をするように県として積極的にかかわっていただくことを強く要望しておきます。

以上で私の第一問を終わらせていただきます。答弁によりましては自席から再質問させていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（吉川隆志） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、平和についてと題したご質問でございます。

その前半の部分でございますが、まず、ご質問にもございましたが、世界平和の実現は地球上のすべての人々の共通の願いでございます。現在起きているさまざまな問題を平和的に解決するため、お互いの信頼を拡充することは必要であると考えております。

それから、イラク情勢についてお触れになりました。国民生活が安定しておらず、世界の多くの人々がイラクを注視し、危惧しているところであろうと思います。イラクの復興に国際社会が支援することは、国際平和のため、大切なことであると考え次第でございます。ただ、イラクの平和や復興支援のため自衛隊を派遣することについては、国において判断すべきことでありますので、私の立場から何かを申し上げることは差し控えておきたいと思います。また、従来からお答えしておりますように、地方公共団体の立場からできることという、やはり、ご質問がございますが、「国際文化観光・平和県」を宣言した奈良県が有する歴史的・文化的遺産などを活用しながら、今後もさまざまな分野で世界の人々との交流や相互理解を深め、世界平和の実現に寄与していきたいと、こう考えている次第でございます。

次に、国民保護法、長い名称ですが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、国民保護法と称しております。このいわゆる国民保護法の施行によりまして、この法律の目的にありますように、武力攻撃や大規模テロ等の際に、これらから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるように、国民の保護のための措置が的確に、かつ迅速に実施されるべきものと考えております。県行政は本来、県民の生命、財産を守る役割を担っているところでございます。国民保護法の規定に従い、武力攻撃事態におきましては、避難の指示や救援等の国民の保護のための措置を実施するとともに、県内での関係機関が行う避難住民や救援のための緊急物資の運送など、国民保護のための措置を総合的に推進する責務を負っていることとなります。今後、国民保護計画の策定をはじめとして、国民保護法に定められた県の責務を適切に果たすことによりまして、これは万が一ということでございますが、もしございましたら、武力攻撃や大規模テロという事態が発生した場合に、県民の生命や財産を守り、県民生活に及ぼす影響が最小となるように万全を期すべきものと考えておる次第でございます。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 滝川総務部長。

◎総務部長（滝川伸輔） （登壇）十番今井議員の質問にお答えいたします。

私には市町村合併についてということで、この十二月五日に平群町、斑鳩町、王寺町の三町で実施をされた西和七町の合併に係る住民投票の結果についてのお尋ねでございます。

結果についてはご案内のとおりでございますが、これは住民の方々が合併の是非について一つの選択を示されたものということでありまして、今後、住民投票の結果も踏まえて、西和七町の合併については、それぞれの町としての判断が示されるものと考えております。個別の地域における市町村合併の判断につきまして、これは従来から知事はじめ、この議会でも何度か答弁をさせていただいておりますけれども、当該地域の将来や住民生活に大きな影響を及ぼすものでありますから、それぞれの市町村や地域の方々が自主的あるいは主体的に判断されることが基本でございまして、県としてはそうした地域の判断を尊重す

るとともに、引き続き、地域におかれて合併に向けた議論が行われる場合には、できる限りの支援と協力をしてまいる所存であります。

以上です。

○副議長（吉川隆志） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、福祉医療制度につきまして三点のお尋ねでございます。

まず一点目は、福祉医療制度から乳幼児医療制度を切り離して無料化を実施すべきではないかということでございますが、乳幼児医療制度と申しますのは、従来から福祉医療制度の中で位置づけられてきた制度でございます。また、福祉医療検討委員会の提言にも、制度全体について総合的な検討が行われたものであることから、県といたしましては、乳幼児医療を含めた福祉医療制度全体で見直しを行うこととしているところでございます。

なお、乳幼児医療につきましては、経済的、また肉体的な負担が大きい入院につきましては、対象年齢を現行の三歳未満から義務教育就学前まで拡大をするとともに、一部負担につきましては、制度を将来にわたり持続をさせるため、広く薄く支え合うという観点から、最低限の負担を一部負担とする考えでございます。したがって、今回の乳幼児医療の見直しにつきましては、少子・高齢化社会に対応をした福祉施策の重点化を図り、子育て支援や少子化対策の観点から拡充を行うものであるという認識をいたしているところでございます。

次に、二点目でございますが、すべての制度への定額負担の導入などは実施すべきではないというお考えでございますが、これにつきましては、具体的な負担につきましては、さきの代表質問で小林議員の質問に対しまして知事がお答えをいたしましたとおり、通院につきましては月五百円、入院につきましては原則月千円とするが、入院の期間が二週間未満の場合は月五百円とする考えであります。これは、広く薄く支え合うという観点からの定額の一部負担金でございます。

次に、支給方法についてでございますが、現行はいわゆる現物給付と償還払いの併存ということになっているところでございます。特に償還払いでは、支給を受けるために、その都度自己負担額の証明書などを取りそろえて役場などに出向いて申請を行う必要があり、受給者においても多大な事務負担となっているところでございます。このため、これらの課題を総合的に解決する方策として、すべての制度について自動償還方式に統一するというものであり、全体的には事務の簡素化・軽減化につながるものと考えているところでございます。

次に、三点目でございますが、制度の見直しについては、関係者、あるいは当事者、自治体の担当者など広く意見を聞くべきであるということでございますが、これにつきましては、福祉医療検討委員会の提言におきましては、実施主体の市町村長の代表も委員となり、また、市町村の実務を十分に踏まえ、また、民間の高齢福祉、児童福祉、あるいは障害福祉にかかわっておられる方や学識経験を有する委員から、利用者の立場も含めた幅広

い観点からもご意見をいただいたことから、総合的な検討が行われたものと認識をいたしているところでございます。県では今後、市町村及び関係の医療機関とも制度の具体の運用について精力的に調整をいたしますとともに、受給者に対しまして十分な制度の周知を行い、円滑な見直しの実施を図る所存でございます。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 三上健康安全局長。

◎健康安全局長（三上貞昭） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えします。

私に対しましては、現在計画中の県立医大の（仮称）精神医療総合センターについてでございます。

その第一点目は、精神医療総合センターは、県が担っている精神医療の分野でどのような役割を果たしていくのかという質問でございます。

現在、県立医科大学附属病院には、整備計画中の、仮称でございますが、精神医療総合センターがございます。これは、既存の精神科病棟機能と、新たに救急機能をあわせ持つ施設として整備することとしております。この施設は、精神保健福祉法で言う県立の精神科病院と同等の役割を担うことで、二十四時間、精神疾患の救急患者を受け入れる施設が整うものと考えておりまして、その方向で現在、関係部局と協議を進めているところでございます。

精神医療総合センターにつきましての第二点は、法で定めている、措置入院のための事前調査、診察、移送、それから入院措置、医療保護入院のための移送など、県としての責務を果たすため、精神科救急医療システムの整備をどのように進めるかということでございますが、国の要綱で定めております精神科救急医療システムの一つとして、本県では、平成十二年五月より、民間病院等、八病院でございますが、これの輪番制により、夜間・休日における診察及び入院可能な病床の確保を行っております。また、平成十三年七月には奈良県精神科救急医療情報センターを設置いたしまして、精神科救急の窓口として、県民、関係機関等からの連絡・相談を受けまして、患者の状態に応じた対処を指示する等、救急システムの円滑な運用を図ることとしてきております。（仮称）精神医療総合センターでございますが、これは奈良県精神科救急医療システムの中核を担うべき施設として計画したものでございます。議員のご指摘のような意味での県としての責務を果たし得る、より適切な精神科救急医療システムの体制確立に向け、現在、関係部局・機関と協議中でございます。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 南土木部長。

◎土木部長（南哲行） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、まず一点目、災害に強い奈良県づくりといたしまして、既存住宅の耐震診断や木造住宅の耐震補強に対する助成などの取り組みについてということでしたいております。

木造住宅の耐震性の確保は、地震から県民の命と財産を守るために重要であると認識しておるところでございます。県としましては、木造住宅の耐震化に向けて、国の助成措置の制度化や技術開発の状況を踏まえまして、市町村に対する木造住宅の耐震化への技術支援やさまざまな情報提供を行うとともに、あわせまして、県民に対する木造住宅の耐震化に関する基礎的知識を普及させる役割を担っているものと考えております。このような考え方のもとで、既に県としては、昨年度から木造住宅の耐震診断をモデル的に行いまして、その結果を改修事例等も含めて情報提供するとともに、県民の相談に応じられる技術者の養成講習会や、県民に向けての講演会を実施しているところでございます。今後も、東南海・南海地震や奈良盆地東縁断層帯等によります、大規模地震の発生の可能性が言われている中、ことし新潟で発生した地震による木造住宅の被害の状況を参考にしながら、引き続き木造住宅の耐震化に向けた取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、二点目といたしまして、吉野桜ゴルフ場跡地に関連しまして、開発許可申請の際、県が求める同意とは何かということでお尋ねいただいております。

お尋ねの開発許可申請の際に県が求める同意と申しますのは、都市計画法第三十二条によります、水路など開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意、それと同法、つまり都市計画法第三十三条によります開発区域内の土地所有者等の同意でございます。

次に、同じ吉野桜ゴルフ場跡地について、開発計画が中止されてから三年、三回回復期限の猶予更新を行っているけれども、県の考え方ということでいただいております。

本ゴルフ場の計画につきましては、平成四年に開発許可がされた後、工事途中で事業者が倒産し、その後、民事上の訴訟についての和解を経て、平成十三年に廃止届が出されたものでございます。県としましては、その後、本ゴルフ場跡地の利用計画についてのさまざまな議論がなされていることから、跡地利用計画がまとまるまでの間、適切な防災施設の維持管理を行うことを条件として、開発行為の廃止に当たって必要な里道・水路の機能回復についての猶予を認めてきたものでございます。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私には、高校入試にかかわりまして、県立高等学校入学者選抜制度改革方針が発表されたが、制度の見直しは教育の根幹にかかわるものであり、早急に実施せず、広く関係者の意見を聞いて進めるべきと考えるがどうか、とお尋ねでございます。

県立高等学校の再編計画に沿いまして高校の特色化を進める上で、入試制度改革は重要な課題でございまして、昨年七月に、学識経験者、市町村の教育長の代表、中学校・高等学校の校長・教諭の代表、保護者の代表十一名から成ります入学者選抜検討委員会を設置いたしまして、慎重な協議を経て、本年の一月に報告をまとめていただきました。その後すぐに、県の教育委員会では、報告の内容を報道発表するとともに、すべての中学校、

公立高等学校に配布をし、同時に、ホームページに掲載するなどいたしまして、県民の皆さんをはじめ関係者への周知を図り、あわせまして広く意見や質問を募りました。また、一月の下旬から二月にかけまして、県立の高等学校長や中学校長から意見を聞く機会を持っております。その上で、検討委員会の報告を尊重し、各方面から聴取いたしました意見も参考にしながら、奈良県立高等学校入学者選抜制度改革方針を策定し、四月末に発表したところでございます。なお、実施時期につきましては、検討委員会の報告を踏まえまして、準備期間や関係者への周知期間を勘案し、平成十八年度入試から実施することといたしております。現在、各県立高等学校におきまして、改革方針に沿って具体的な検査方法等を検討中でございまして、今月中にはその概要を発表する予定でございまして、今後も、決定された内容につきましては、できるだけ速やかに公表し、関係者への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） 再度質問させていただきたいと思いますが、時間の関係もありますので、絞って質問させていただきたいと思います。

一つは、福祉医療の問題です。

乳幼児医療の入院部分が拡大になりますので、県としては、きっとみんなが喜ぶだろうと思って提案をされたかなというふうに思うわけですが、今、住民の、県民の人の声として出ているのは、一たん窓口で二割もしくは三割のお金を払わないとかかれないという仕組みになる、それが非常に大変だというのが今の多くの人の思いであります。大したことはないだろうと思うかもしれませんが、例えば子どもの風邪などでいきますと、二割の負担、単なる風邪であれば千円ぐらいで一回いけるわけですが、我慢して肺炎などになりますと、四千元、四倍のお金がかかります。アトピーなどで初診になりますと、六千元ぐらいのお金がかかるわけです。こういうふうなことになると思います、やはり重症化になって、かえって医療費の負担増につながるんじゃないかというふうに思いますが、県の方では貸付けの制度をつくるから心配がないんだというような提案が出ております。私は、介護保険のときにも国が貸付制度をつくるというので調べましたら、奈良県でこの五年間に借りた人はゼロです。ですから、本当に困ったときに借りるような制度にはならないというふうに思いますけれども、もう決められた枠の中でこのやりくりをするという大前提のものの検討だったのか、その点を私は知事にちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

それからもう一点、精神障害者のセンターの問題ですが、それにつきましては、今検討されているということですので、行政責務を果たそうと考えているのかどうか、その点について再度確認をしたいというふうに思います。

ゴルフ場の問題です。

ゴルフ場の問題は、もう始まりましてから十八年の経過が過ぎております。この県の行政処分や命令に従うという和解条項が出ておりまして、県が業者に対して、町が提示した金額で買い取るようにというような命令を出せば、例えば森林公園の事業というような国の事業があります。これは、市町村が所有すれば、国や県の負担で植林ができるようになっておりますが、お金もないときですので、全部が全部それをしなくても、崩壊など緊急に植林が必要なところを、万葉の森という構想のもとで生態系に合ったものを植林していく。自然の再生も考えて、自然に時間をかけて万葉の森というものをつくっていく。清流を取り戻す。先ほどの議論でも体験型の観光の話がありましたけれども、体験型の観光としてコーディネートをしまして、例えば、長野県で野尻湖の発掘というのがあります。ナウマン象の化石を発掘するのに四十年も続いている事業ですけれども、全国で会員を募りまして、夏休みとか春休みなどに、万葉のセミナーとか山の学校、また、こうしたものをあわせた滞在型の観光の拠点として考えていく。

この間の運動で、この土地は非常に全国的にも注目を浴びた土地になりました。本当に全国のたくさんの人たちが、このゴルフ場から自然を守ってほしいという、そういう地元の人たちの訴えに共鳴をして、さまざまな支援をいただきました。この運動は恐らく後世の歴史に語り継がれていくのではないかというふうに思っております。この跡地の問題で、どういうふうに今後県は考えていこうとしているのか、その点で知事のお考えがありましたら、お伺いをしたいというふうに思います。

○副議長（吉川隆志） 知事に対して福祉医療、これは通告はありませんので、担当部長から答弁を願います。

上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） まず、福祉医療制度のご質問にお答えをいたしたいと思いますが、ご質問にもありましたように、基本的に財政的な枠組みというようなものが当初からあったのかということでございますが、福祉医療の見直しに当たりましては、将来的に持続可能で安定的な制度をするというのが一つの目的でございます。その中で、背景といたしましては、少子・高齢化社会に対応した福祉施策の重点化を図る、こういった大きな中で財政的な枠組みをもととはめてやったわけでもございません。こういった目的の中でそれぞれ提言されたものであるというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 三上健康安全局長。

◎健康安全局長（三上貞昭） 精神医療総合センターの件でのご質問でございますが、行政責務を果たしていこうとされているのか、まあこれは確認だと思っておりますが、先ほど答弁いたしましたとおり、県としての行政責務を果たし得る形での、より適切な精神科救急医療システムの体制確立、これに向けて今協議中でございます。

○副議長（吉川隆志） 南土木部長。

◎土木部長（南哲行） 吉野桜のゴルフ場の跡地について、県はどう考えているのかという再質問だと理解しております。県といたしましては、先ほど答弁いたしましたが、さまざまな議論が今なされておるという中で、その動向を見守っていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○副議長（吉川隆志） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） 私は、奈良県の安全の問題で今回質問をいろいろさせていただきました。そのときに、本当に今県民の生活が大変なときに、県民のさまざまな暮らしを守る、そういう立場で県が頑張っていくのか、それとも、国のいろんなものの押しつけ、国の政策の押しつけの中で吉野のゴルフ場の問題も、国のリゾート法のそういう流れの中で出てきている問題だというふうに認識をしておりますが、そういうものを押しつけて県民に犠牲を強いてきているのかという、そのあたりが私は非常に問われる中身ではないかというふうに思うわけです。

そうしたときに、この福祉医療の問題につきましても、三十年前にこの場で奥田知事が提案をした。知事は、三十年後の奈良県を検討をする、計画をつくるというふうに言っておりますが、果たして柿本知事の出す計画を、三十年後にその席に座る方がどんなふうに対応するかはわかりませんが、しかし、それよりも、もっと今困っている県民の皆さんのいろんなことに耳を傾けて、ぜひそれに見合う政策をしていただきたいというふうに思います。

例えば老人の医療費でも、十一億八千万円ぐらいの予算になっておりますけれども、今、奈良県の公共事業の予算が一千百億円ですが、その一％を削減するだけでも十一億円のお金は生まれてきます。今度の議案の中に談合の情報があって、住民の人たちが業者を相手に訴えをして、そして、裁判所の和解で奈良県にお金を返しなさいということで、一千百万円ほどのお金が返ってくる議案が入っておりますけれども、これではあまりにもおかしいんじゃないかなというふうに思うわけです。やはりいろいろなところを工面しても住民の生活を守るという立場で頑張りたいということを強く要望いたしまして、私の発言を終わらせていただきたいというふうに思います。

○副議長（吉川隆志） しばらく休憩いたします。

△午後二時四十七分休憩

△午後三時八分再開

○議長（米田忠則） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十六番安井宏一議員に発言を許します。――二十六番安井宏一議員。（拍手）

◆二十六番（安井宏一） （登壇）議長のお許しをいただきまして、本会議最後の質問者として一般質問を行ってまいります。

平成十六年一一二〇〇四年も間もなく終わろうといたしておりますが、国の内外、地方を問わず、実にさまざまな動きがありましたし、また、きょう現在においても決して安定した状態にあるとは申せません。例えば景気動向は、政府の発表では回復が続いているとはされているものの、実感としてはそうではないのではと思われること、あるいは、一昨日の代表質問でも議論されましたように、三位一体改革が我々地方に大変大きな影響を及ぼしていること、地震や風水害などの災害への強い不安もあります。さらに、悲惨としか言いようのない児童誘拐・殺人事件をはじめとする凶悪、粗暴な犯罪の多発なども考え合わせますと、必ずしも日本だけではないのかもしれませんが、数々の解決すべき課題があり、また奈良県独自の課題もあります。しかしながら、私は、これは毎回質問のたびに申し上げておりますが、かつての我が国の大きな苦難の時代を思えば、今日の現状をただ単に嘆くよりも、むしろ冷静に現状を見詰め、一つ一つ前向きの姿勢でさまざまな課題に取り組み、これからの時代を切り開いていくことこそが真に重要なことではないかと考えております。このような思いを持ちながら、本日は数点にわたって、知事はじめ関係部局長、教育長、警察本部長に質問を行ってまいりたいと思います。

まず、産研学連携による産業活性化の取り組みについて伺いたいします。

県内には、他に類を見ない独創的な技術で研究開発を進め、国内あるいは世界でトップシェアやオンリーワンとしてすぐれた製品、技術を有する企業も少なくありません。しかし、このような企業であっても、常に産業技術力を強化して、付加価値の高い物づくりを行っていくことこそが求められています。このため特に、大学の研究成果を生かした新技術、新製品の開発がクローズアップされているところであります。こうした中であって、国では、大学や研究機関において産研学連携による研究開発プロジェクトが積極的に進められ、研究開発拠点の形成とともに、新事業創出のための技術シーズづくりが進められています。

この取り組みとして、関西文化学術研究都市においては、奈良先端科学技術大学院大学をはじめとする関係機関が、文部科学省の競争的資金を活用した知的クラスター創成事業を実施されているところであり、県としてもこの事業推進を支援しているところであり、さらに、奈良先端科学技術大学院大学を中心としたライフサイエンスの分野では先端的な研究が進められ、二年目の現段階においても一定の成果が出ていると伺っております。私は、このような新産業の創出に資する研究開発が着実に推進されることこそが、この地域の高度な技術水準を内外に認知させ、全国あるいは全世界の注目を浴びることにつながるとともに、研究成果の実用化により、本県を含む関西地域経済の回復にも貢献し、県民の期待にこたえることになると考えております。

知事にお尋ねいたしますが、文部科学省が進めている知的クラスター創成事業について、県として具体的にどのように事業推進を支援しているのか、また、取り組みの中で県内企業にどのような成果が出ているのか、ご所見をお聞かせください。

また、県では、本県産業の活性化を図るため、産研学連携を推進し、研究成果の積極的な活用を通じて、産業技術の高度化と新しい産業の育成を図るための仕組みづくりに取り組んでおられます。こうした中、国では、競争的研究資金の予算増大が図られており、本県も、これら研究資金を活用した研究開発を積極的に展開すべきであると考えます。しかしながら、この種の研究開発は応募件数が多く、競争率が相当高いとも聞き及んでおります。県内の中小企業等が実施する産業技術の創出や技術開発の推進に効果的な産研学の連携について、県は具体的にどのような取り組みを進められているのか、取り組みの中で県内企業にどのような成果が出ているのか、さらには今後の展開について、知事にお聞かせいただきたいと思います。

次に、年末の資金需要期を迎える県内中小企業者への金融支援対策についてお伺いいたします。

県内経済、とりわけ中小企業の現状は、機械金属等の一部の業種において景気回復の恩恵に浴する企業も見受けられますが、他の多くの業種、特に県内産業の基盤をなす地場産業にあっては、依然として景況好転の兆しが見られず、政府が言う好景気の波が本県にまで押し寄せてくるには、まだまだ時間がかかるのではないかとというのが実感であります。県内企業の倒産状況を見ても、前年と比較して、全般的には鎮静化の方向に向かっているようではありますが、個人企業を中心に、体力的に脆弱な中小零細企業の倒産は高い水準で推移しております。また、金融機関においても、長らく経営健全化の足かせとなっていた不良債権の処理が最終段階を迎え、業績回復も進んでいるようではありますが、一方では融資対象の選別がより一層進展し、厳しい経営環境と相まって資金調達に苦慮している中小企業も多いと推察いたしております。

このような状況の中で、一日も早い県内経済の活性化が望まれるところでありますが、県は、資金需要期の年末を控え、中小企業の金融支援対策をどのように考えておられるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、食品の安全・安心の確保について、健康安全局長にお伺いします。

医食同源という言葉があるように、食は私たちの健康の源であり、食品の安全・安心の確保は大変重要な問題であると考えています。食品の安全性に対する消費者の信頼が一たん崩れると、例えば、問題を引き起こした企業が廃業に追い込まれるだけでなく、風評被害により、いわれのない事業者も経済的ダメージを受け、消費者から産業界までを巻き込んだ大きな社会問題に発展いたしてまいります。輸入食品の増加、農薬の残留や不適正な添加物の使用、偽装表示など、食品の安全・安心に対する県民の関心が大いに高まっている中、九月に県内で初めて牛海綿状脳症、いわゆるＢＳＥの陽性牛が見つかりました。県では直ちに対策本部を設置され、ＢＳＥ陽性牛の発見とその対応について知事のコメントを発表されるとともに、食肉流通センターの消毒、すべての牛について異常の有無を調査、県民からの相談窓口やホームページの開設など、安全対策と情報提供を速やかに実施されました。ふだんからの啓発により、安全性が県民に理解されていたことも相まって、心配

した消費者の牛肉離れなど、風評被害の発生も軽微であったと認識いたしております。国においては昨年六月、食品安全基本法を制定され、国民の健康保護や食品の安全確保が法に明記されるとともに、リスク評価機関として食品安全委員会が設置されました。

一方、県では昨年十二月、なら食の安全・安心確保の推進基本方針を策定されたところであり、この四月には健康局を健康安全局に改編されました。基本方針の実効性を高めていくには、生産者、事業者、消費者及び行政がそれぞれの立場で責任と役割を十分に果たし、相互理解と密接な連携を図ることが必要であると考えております。また、食品の安全の確保と食品に対する安心感の向上は、県民にとって最も切実な願いでありますし、しっかりとその願いにこたえていくことが必要と考えています。県として、食品の安全・安心確保を図るため、どのように取り組んでいるのか、お答えをいただきたいと思います。

本県における循環型社会の構築に向けた取り組みについて、生活環境部長にお尋ねいたします。

近年の大量生産、大量消費の社会経済構造は、大量の廃棄物を発生させ、地球温暖化、オゾン層破壊や不法投棄問題など多くの環境問題を引き起こしてまいりました。これらの問題を解決するためには、私たちのライフスタイルや産業構造を抜本的に見直すことが必要であると考えます。二十一世紀を環境とともに生きる環境の世紀とするためには、将来世代と環境の恩恵を分かち合うという意識改革や、環境・リサイクル技術の開発等による、いわば環境革命を迎える必要があります。とりわけ廃棄物問題は、県民の生活そのものや地域を支える産業活動に重大な支障を与えかねません。本県では一年間で、一般廃棄物約五十四万トン、産業廃棄物約百五十一万トンが排出されています。環境汚染や健康被害を発生させないためにも、これら廃棄物の量を減らすように県民の意識改革を行うとともに、廃棄物が発生しないような生産・流通・消費構造を実現する必要があると考えます。

県においては、平成十五年に奈良県循環型社会構築構想及び奈良県廃棄物処理計画を策定され、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に向け、そのあるべき姿や推進すべき方策等が示されました。この構想では、本県が目指すべき循環型社会の構築のため、リユース、リサイクルなど六Rの推進など四つの基本方針が掲げられ、環境に配慮した生活様式・事業活動への転換、地域ネットワークが活発になる社会づくりや、経済的手法の導入など七つの基本的な方策が書かれています。このような構築構想のもとで、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用及び減量等を課税の根拠とする法定外目的税として産業廃棄物税が導入され、また、産業廃棄物の不法投棄を防止するため、産業廃棄物監視センターなどによるパトロールの強化等が図られております。そして、県では今年度から、産業廃棄物税を財源として、産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び減量化を目的とする事業に積極的に取り組んでおられます。

その一方では、環境に配慮し、排出する廃棄物の減量化や再資源化等に熱心に取り組んでおられる事業者もあると聞き及んでおります。しかし、そういった事業者の方々は、リサイクル等技術の研究や開発費の捻出に当たっては、昨今の厳しい経済環境の中、血のに

じむようなご努力、ご苦勞を重ねておられます。また、取り組みたくても資金面から取り組むことのできない事業者も多数おられるようではありますが、廃棄物問題の解決に当たり、リサイクル等技術の進歩が必要不可欠である今日、このような熱意を持って排出抑制、減量化等に取り組んでおられる事業者の研究や設備導入等に対し、支援を行っていく必要があると考えますが、生活環境部長のご所見をお伺いいたします。

次に、教員採用のあり方について、教育長にお尋ねします。

教育の質を高め、子どもたちの健全育成を図るためには、実際に子どもたちと接している教員の資質を向上させることが極めて重要であります。そうした観点から、教育委員会がさまざまな教職員研修を行うとともに、指導力不足教員への対応システムをつくったり、優秀教員の表彰を始められたことは承知いたしておりますし、そうした施策を今後もぜひ充実していただきたいと考えているところであります。

ところで、同時に、私は今後の教員採用のあり方が課題ではないかと考えております。それは、現在、数年後に定年退職を迎えるいわゆる団塊の世代の教員が多く、そのころには多くの教員を採用しなければならない時代が来ると思われるからであります。現在は教員の高齢化が問題になっておりますが、そのころには若い教員がたくさん採用できるようになっていると思います。しかし、若いだけでなく、いかに教員としての資質を持った、いい先生を採用するかということを今から考えておかなければなりません。私は、いい先生になるには、学習指導ができる力はもちろんですが、それに加えて、さまざまな体験をし、人間として幅の広い見方、考え方を身につけた人間的魅力を持ち、何よりも子どもが好きで、子どものために頑張りたいという意欲を持って取り組んでいくことが大切だと考えております。既に大量採用期を迎えている大阪府では、採用試験に当たって他府県の現職教員向けの特別枠を設けたり、東京都では教育委員会が大学生向けの教師養成塾を開いていると聞き、私はかねてから、奈良県においても早目に対策を立てておく必要があるのではないかと考えていたところであります。

先日、県教育委員会では、平成十八年度に全国で初めて、県立高校二校に教育コースが設置されるということを発表されましたが、これは、そうした新規採用教員が増加する時代に備えた施策であると理解しております。確かに、将来先生になりたいという中学生や高校生は多いと聞いておりますし、今後採用者が増加するとなれば、ますます教員を志望する子どもたちがふえてくることが予想されます。そうした子どもたちが教育コースで学び、先生になりたいという夢を持ち続けながら、教員としての資質を高めるため学習することは大変意義あることと思います。そして、卒業生が県内、県外を問わずさまざまな教員養成系大学に進学し、将来奈良県に戻って教員として活躍してくれば、奈良県独自の人材育成システムとして成果を上げることが期待できるのではないかと考えております。今後の教員採用に当たって、県教育委員会ではどのような見通しを持っておられるのか、また、このたび発表された県立高校での教育コース設置の目的や計画等についてお聞かせいただきたいと思います。

最後に、警察本部長にお伺いします。去る十一月十七日、奈良市内で発生いたしました児童誘拐・殺人事件についてであります。

その前に、この事件でお亡くなりになった女子児童のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、一日も早い事件の解決を県警察にお願いする次第であります。

さて、報道によりますと、この事件は、下校途中の小学一年生の女子児童を誘拐し、女子児童が所持していた携帯電話を使い、犯人がメールで女子児童の写真を送りつけ、その前後に女子児童を殺害し、平群町内に遺棄するという卑劣きわまりない凶悪残忍なものであります。幼児、児童、特に女児を対象とした犯罪は昨今全国各地で多発しておりますが、このたびの事件は、その中でも、携帯電話で被害者の写真を母親に送りつけ、殺害後、遺体を人の目のつくところに遺棄するなど、ひときわ異様さが目立った残虐な手口で、単なる金銭目的の誘拐事件ではなく、被害者の殺害や傷つけることを目的とした、いわゆるペドフィリアー幼児性愛者による犯行とも想像され、平成元年に東京と埼玉で発生した連続幼女殺害事件や、平成九年に発生した神戸の連続児童殺傷事件をほうふつさせ、県民の不安を一層かき立てるものとなっております。現行法上、ペドフィリアは人間の内面に属する問題であり、幼児に対する具体的な違法行為が行われて初めて処罰を求めることができるにすぎません。しかしながら、このペドフィリアは、幼児性愛という性癖が自己抑制ができなくなったとき、幼児、児童に対して違法行為を行うものであり、初めて犯した犯罪であっても強姦や強制わいせつ、最悪の場合には殺人などの凶悪犯につながる可能性は高く、被害者である幼児、児童はもちろんのこと、その家族は大きな心の痛みを受けることになる、素人なりに考えているところであります。

今回の事件発生以降、県内をはじめ全国各地で児童を守る取り組みが強化されているところでありますが、この機運を持続させ効果的なものにするため、幼児、児童に危害を加えるおそれのある者から幼児、児童を守るための罰則を盛り込んだ本県独自の条例を制定することができないものか、本部長にお伺いいたします。

以上をもちまして壇上での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

○議長（米田忠則） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）二十六番安井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、産研学連携についてでございます。そのうちの第一点は、文部科学省が始められました知的クラスター創成事業について、県として具体的にどのような事業推進を支援しているのかということと、その県内企業にどんな成果が出ているかと、こういうお尋ねでございます。

知的クラスター創成事業につきましては、全国で、本県の関西文化学術研究都市を含めまして十二地域で実施されているところでございます。関西文化学術研究都市では、平成十四年四月に地区の選定を受けまして、同年七月に知的クラスター推進本部の発足をいたしました。そして、平成十八年度までの五カ年計画で、奈良先端科学技術大学院大学、同

志社大学、大阪電気通信大学などが参画いたしまして、ライフサイエンスをはじめとする三つの分野において、人間生活を豊かにする生活支援技術の創出を目指したヒューマンエルキューブ産業創成、こういう表現になっておりますが、そのための研究プロジェクトが推進されております。このうち、現在、八つのプロジェクトが進行しておりまして、うち六プロジェクト、計十二テーマの共同研究に、県の農業技術センター、県立医科大学ほか三機関と五社の県内企業が参画しておりまして、そこで新しい技術が創成されておりまして、これの推進のためには奈良県も京都、大阪府と連携いたしまして、運営資金の支援とか人的な派遣支援等を行って事業を推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、リン酸カルシウム医療材料の工業用材料としての活用技術とか、超音波を用いた難聴者向けの医療機器としての応用技術等で開発実績が上がっているところでございます。このほかにも、バイオマスを原料とした生分解プラスチックー環境に影響を与えないような分解型のプラスチックでございますが、そういう材料研究の実用化を目指した研究開発に当たられているところでございます。さらに、平成十六年、本年四月からは、奈良先端科学技術大学院大学の教授陣を中心にいたしまして、植物機能の産業界への実用化展開を目指した県内初の大学内ベンチャーであります植物ハイテック株式会社が設立されたところでございます。そういうことで、いろいろな方面で成果が上がってきておりまして、私も、この短期間に大変意欲的に取り組んでいただいているなと思っている次第でございます。今後もこの推進本部と連携を強化いたしまして、こうした研究開発の支援を進めてまいりたいと考えております。

産研学連携の第二点として、中小企業等についての連携、具体的にどういう取り組みをしているかということと、その成果や今後の展開についてのお尋ねでございます。

この点につきましては、いろんな形で共同研究を進めてきたところでございますが、平成十六年度からは、なら産業活性化プラザ、奈良市の工業技術センター等がある場所ですが、ここにおきまして、奈良県版の技術移転システムとして、ならテクノ・リエゾンというものを設置しております。ならテクノ・リエゾンの活動といたしましては、特に、ご質問でお触れいただきました国等の競争的研究資金を活用いたしまして、県内企業とか大学が連携した研究開発を推進し、新たな産業技術の創出に当たっているところでございます。こうした研究費は、ご指摘のように、ようやくあちこちの地域でも利用可能な程度に少し潤ってきた感じですが、なお競争が激しいというのはご指摘のとおりでございまして、そういう中で、平成十六年度は、環境省の地球温暖化対策技術開発事業に応募したバイオマス有効活用技術開発事業や、経済産業省の中小企業地域新生コンソーシアム事業に応募した新規複合なめし処理技術による鹿革製品の開発、あるいは農林水産省の先端技術を活用した農林水産業高度化事業に応募した柿ポリフェノールの高速精製法を用いた機能性食品素材の開発、こういうものが採択されておりまして、合わせますと一億八千万円の研究資金を獲得しているところでございまして、既に研究開発に着手しております。これらのテ

ーマはいずれも県内企業のニーズに沿った研究開発でございまして、二、三年後の実用化を目指して産研学が一体となった研究開発が進んでいる顕著な例でございます。

今後といたしましては、産研学が結集して、県の得意技術分野であるライフサイエンス分野で、地域の特性を生かして広範囲な県内産業の活性化に資する、実用化と研究開発拠点の創成を目指すための大規模研究開発プロジェクトに取り組んでいきたいと考えておりますが、その研究成果につきましても、県内企業への技術移転による事業化ということ、これが大切でございますので、そういうことを目指して、先ほど申し上げました、ならテクノ・リエゾンという奈良県版の技術移転の仕組みを積極的に活用するように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 奥田商工労働部長。

◎商工労働部長（奥田喜則） （登壇）二十六番安井議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問は、年末の中小企業に対する金融支援対策についてでございます。

景気の現状は、政府の月例経済報告によりますと、大企業の業績好転を軸にして順調に回復をしているとのことではありますが、圧倒的に中小企業が多い我が県では、業種を問わず依然として厳しい経済環境下に置かれていることから、県といたしましても積極的な金融支援を継続することが極めて重要と認識をしております。本年度も総額六百四十億円の制度融資枠を確保いたしまして、中小企業の資金需要に対応しているところでございます。

お尋ねの年末の融資の対策につきましては、この時期に確実に資金が行き渡るよう、九月から中小企業経営安定資金と中小企業季節資金の申込みを受け付けておりまして、今月一日から約二千七百の事業者に対しまして、運転資金として総額百三十億円の融資実行が開始されているところでございます。また、これとあわせまして、経営環境の悪化など厳しい条件下にありながらも、やる気と能力のある中小企業者を支援するため、国において講じられておりますセーフティネット保証や資金繰り円滑化借換保証等の有効な活用に加えまして、県の単独措置といたしましてセーフティネット対策資金、昨年度より三十億円を増額して八十億円を措置しているところでございます。このほか経済変動対策資金、地域産業対策融資などのサポート資金等も設けておりまして、迅速な対応に努めているところでございます。今後とも、信用保証協会や金融機関並びに国や関係経済団体とも緊密に連携を図りながら、金融支援に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 三上健康安全局長。

◎健康安全局長（三上貞昭） （登壇）二十六番安井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、食品の安全・安心確保について、県として、食品の安全・安心の確保を図るためにどのように取り組んでいるのかというご質問でございます。

県では、食品の安全・安心行政の一元的な推進や危機管理を行うため、本年六月に、知事を本部長、副知事、関係五部局長を本部員とする奈良県食品安全・安心推進本部と関係

十二課等から成る幹事会を設置いたしました。また、安全・安心の確保を図るには相互の理解と連携が重要であるため、生産から消費に至る各界の代表、学識経験者、公募委員、十五名で構成いたします奈良県食品安全・安心懇話会を設置いたしました。懇話会では、食品の安全・安心に係る県の施策や今回のＢＳＥ対策について、意見交換を二回実施したところでございます。また、食品に起因する事故防止のために、本年度からは、パブリックコメントを実施して策定いたしました奈良県食品衛生監視指導計画に基づきまして、生産から消費の各段階において食品の収去を行い、細菌や残留農薬等の検査を実施しているところでございます。食品の表示につきましては、従来農林部で所管しておりましたＪＡＳ法の事務が健康安全局に移管され、食品衛生監視員が食品衛生法との両面から一元的に監視指導を行っております。さらに現在、食品・生活相談センター及び各保健所の食の安全相談窓口で県民からの相談に応じますとともに、県のホームページを通じ消費者、関係団体等への情報の提供を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 荒木生活環境部長。

◎生活環境部長（荒木一義） （登壇）二十六番安井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、循環型社会の構築に向けた取り組みにかかわりまして、排出抑制、減量化等に取り組んでいる事業者の研究や設備導入等に対し支援を行う必要があると考えるが、どうかとお尋ねでございます。

循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の排出事業者自身がその排出抑制や減量化に取り組むことは大切なことであると認識しております。県としては、こうした排出事業者の取り組みを支援するため、平成十二年度には廃棄物排出事業者自己評価ガイドライン、平成十三年度には廃棄物減量化マニュアルを作成し、事業者が減量化等に取り組む際の自己評価の方法や実践例を示してきたところでございます。さらに、本年度からは、産業廃棄物の排出抑制、減量等を目的といたしまして産業廃棄物税を導入し、また、同税を財源といたしまして、事業者の要請に応じ、減量化のための技術的な助言を行う環境カウンセラーの派遣などに取り組んでいるところであります。一方、平成十五年度に創設いたしましたリサイクル製品認定制度によりまして、リサイクル製品の普及啓発及びリサイクル産業の育成にも努めているところでございます。今後とも、事業者の排出抑制、減量化への取り組みを支援し、さらにその促進を図ることの必要性については、十分認識しているところでございます。産業廃棄物税によります排出抑制効果、リサイクルや処理技術の研究開発の動向などにも十分留意しつつ、お尋ねの趣旨も含め、より効果的な方策について研究してまいりたい、そういう所存でございます。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）二十六番安井議員のご質問にお答えをいたします。

教員採用のあり方にかかわりまして、今後の教員採用に当たっての見通しと、県立高校の教育コース設置についてのお尋ねでございます。

ここ数年のうちに教員の定年退職者が増加をいたします。特に小学校教員につきましては、本県では平成十六年度末から平成二十年度末までの五年間で約四百人、さらにその後の五年間で約千二百人の定年退職者が見込まれておりまして、今後、採用者数の増加や、採用試験における倍率の低下が予想されます。そうした状況の中でも、教員としての高い資質を持った人材を採用することは、これからの奈良県教育を左右する重要な問題と認識をいたしております。教育に携わる強い熱意と信念を持つ積極的な人材を採用できるよう、今後の教員採用のあり方を検討しているところでございます。

平成十八年度から、平城高等学校と高田高等学校に設置をいたします教育コースは、そうした観点から、教育に関心を持ち、小学校教員を目指す子どもたちの夢や意欲、職業意識等を育て、教員としての資質の高い人材を育成することを目指したものでございます。両校がそれぞれ一クラス四十名ずつを募集する予定で、卒業後は教員養成系の大学や学部へ進学する生徒の育成を目指しております。具体的な教育内容といたしましては、このコースでは、自然体験や文化体験、ボランティア活動を含む社会体験等を重視した活動を行うこと、近隣の小学校と連携をいたしまして、児童の学習の手助けや遊び相手をする機会を設けること、また、大学の講座を高校生が受講することなどを計画いたしております。こうした活動を通して、教員になるための幅広い人間性や社会性をはぐくみたいと考えております。現在両校では、教育コースの教育課程や指導計画、教材の作成等の準備を進めておりまして、今後、関係大学等の協力も得ながら、県の教育委員会といたしましても支援をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 菱川警察本部長。

◎警察本部長（菱川雄治） （登壇）二十六番安井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、幼児、児童を守るための対策についてのお尋ねでございます。

さきの代表質問でも答弁申し上げたところでありますけれども、十一月十七日に発生した事件につきましては、全力を挙げて犯人の早期検挙と同種事件の再発防止に取り組んでいるところであります。また、今回の事件の発生を受けまして、県警察といたしましては、既存の法令の適用上の問題点を含め、子どもを犯罪被害から守るための施策のあり方について鋭意検討を行っているところでございます。そうした中で、今回議員からの、幼児、児童を守るための罰則を盛り込んだ条例の制定というご提案は、誠に貴重なご意見であると受けとめております。いずれにいたしましても、幼児、児童に危害を加えるおそれのある行為の新たな規制につきましては、県民の権利、自由を一定程度制約することになりますことから、幅広い県民的な議論が行われることが望ましいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（米田忠則） 二十六番安井宏一議員。

◆二十六番（安井宏一） ご答弁いただきまして、おおむね了とはいたしておりますが、二、三につきましてちょっとお願いを申し上げたいと思います。

知的クラスターは、知事に答弁いただきましたように、非常に短期間にしては成果も上がっておるということをお認めいただけたと同時に、また事実、非常に結果といたしましても、成果をずっとこう見てみましたら、やはり学内ベンチャーがまず第一号、先ほどおっしゃっていましたように誕生したこと、そして特許の出願も百九件に及ぶということ、そういったものを含めまして、非常にユニークなものも取り組みがあるわけでございますけれども、ユニークなものの中に、アフリカの野性のスイカを活用して化粧品を誕生させるというか、化粧品をつくり上げるという、そういう技術も開発されておって、非常に、その野性のスイカがどのように化粧品に化けてくるのかわかりませんが、そういうことが実用化されてくるとなれば、非常に画期的なことでもあって、私は、これはそういう関係の方々の意見ですが、植物バイオはもう日本一と言ってもいいぐらい非常に技術的に進歩しておるところであるという自負されている面もあるように聞いております。さまざまな成果が今後、この予算面といいますか、資金面を見ましても五億円、五年間、国からも援助いただくそうですし、県からも応分の負担をされておりますけれども、十分活用していただいて、実用化に向け、あるいは、この研究が我が国はもとより世界的に名実ともに進展性あるような、そういう事業に発展するように願ってやまないわけですけれども、県としても、知事がおっしゃいましたように支援をして進めてまいりたいということですので、今後のさらなる飛躍を目指して県からもご支援のほどを私からもお願い申し上げたいと思う次第です。頑張ってくださいと思います。

それから、教育長に、教育コースについて今ご答弁いただきました。平生もここ数年大体五十人ぐらいの退職者の中で、今際立ってこれから五年間、さらに次の五年間では四百人、あるいは千二百人という大量の退職者が見込めることから、非常にそういう意味では採用者も同時にふえていくものと思います。質の向上とか、あるいはさまざまな、教師に望まれる教師像といいますか、県民から非常に高い期待感もあるわけでございますので、この教育コースがまさにそういったニーズというものを全うできるような、そういう一つのステップにしてももらえればというぐあいに思うと同時に、やはり教育系大学に進まれて、やはりリピーターとして奈良県、例えば県外の大学に進まれたとしても、県で採用していただくときには、こういう教育コースで学ばれた実績というものがあるわけでございますので、十分にその実績というものを活用してもらって、おっしゃりましたように社会性の広い、そしてまた人間性のある育て方というものを目標に、常に幅広い、そして教師の像にふさわしい、そういうステップにしてももらえればというぐあいに思っておりますし、平成十八年度からですのでまだこれからの作業ですけれども、そういう期待感を込めて出発される教育コースのこの四十人の学生を、その時期に合わせてこれから育成に全力を挙げていただきたいと、今からでございますけれども、期待をしているところでございますの

で、ぜひとも目標どおりカリキュラムを進めていただきたいというぐあいに思っております。

それから、警察本部長に、子どもの安全を確保するために設置されました、先般この本会議場でも答弁ありましたように、安全やまとまちづくり県民会議の中の子ども・青少年部会で、子どもの安全については十分審議されるものと、あるいは論議されるものと思いますが、登下校の安全の確保については、ぜひとも全力を挙げて取り組んでいただきたいということをお願い申し上げたいと思います。

また、条例の制定について提案申し上げましたが、現行法の整合性もありまして非常に難しい面もあると思うんですけれども、やはり児童生徒、あるいは幼児を守るために、罰則を盛り込んだ本県独自の条例を制定していくという、そういう前向きな姿勢もぜひとも必要ではないかと思いますので、今後もその前向きな姿勢で取り組んでいただくようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

終わります。

○議長（米田忠則） これをもって当局に対する一般質問を終わります。

○議長（米田忠則） 次に、議第六十五号から議第七十五号、議第七十八号から議第八十四号、報第二十三号及び報第二十四号を一括議題とします。

ただいま上程中の議第六十五号から議第七十五号、議第七十八号から議第八十四号、報第二十三号及び報第二十四号については、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（米田忠則） 次に、請願三件、陳情三件を上程します。

お手元に配布しております文書でご承知願います。

なお、請願は、調査並びに審査の必要があると認めますので、所管の常任委員会に付託します。

（建設委員会）

請願第六号

第二阪奈有料道路と阪奈道路合流部から菅原交差点の間で建設中の高架道路の早期完成を求める請願

請願者 奈良市登大路町三〇番地

奈良県道路利用者会議

会長 坂本成彦

奈良市杉ヶ町三三ー三

社団法人 奈良県バス協会

会長 坂本成彦

大和郡山市額田部北町九八一一八

奈良県タクシー協会

会長 池田誠也

大和郡山市額田部北町九八一一六

社団法人 奈良県トラック協会

会長 吉村繁美

奈良市上三条町二三一四

社団法人 奈良市観光協会

会長 谷井勇夫

奈良市登大路町三六一二

奈良県商工会議所連合会

会長 西口廣宗

奈良市登大路町三八一一

奈良県商工会連合会

会長 久保純一

奈良市登大路町三六一二

奈良県経営者協会

会長 岡村泰男

奈良市登大路町三六一二

奈良経済同友会

代表幹事 坂本高彦

奈良市東向中町六

社団法人 奈良県経済倶楽部

会長 奥村俊夫

紹介議員

奈良県議会議員 浅川清仁

奈良県議会議員 安井宏一

《要旨》

請願内容

第二阪奈有料道路と阪奈道路の合流部から菅原交差点の間の高架道路建設事業に関して以下の事項を請願します。

一、交通の障害となっている上記区間の高架道路を一日も早く完成させ、現在の交通渋滞を解消すること。

二、当該箇所から奈良市大森町までの区間で実施されている道路拡幅事業全体の整備を促進すること。

三、整備にあたっては環境保全及び地域住民の利便性に配慮すること。

趣旨

道路は、人とくらしをささえ、豊かな地域社会の形成を図る最も基本的な社会資本であり、安全で安心できる県民生活や活力ある地域経済社会の構築には、必要不可欠なものです。

奈良県では、「なら・半日交通圏道路網構想」の実現に向け、事業を進めておられますが、奈良県の道路整備は、全国に比べてまだまだ遅れており、京奈和自動車道をはじめとする幹線道路から市町村道に至る道路網整備を一層推進することが必要です。

特に県の玄関口である奈良市中心部は、各方面から観光や仕事、通勤、生活交通などが集まり、大宮通りを中心に慢性的な交通渋滞が起こって、人、物の流れが妨げられ、経済、観光、医療等各方面に悪影響が出ています。

なかでも、第二阪奈有料道路と阪奈道路の合流部については、第二阪奈有料道路が開通した後も工事着手されることなく、長くそのままの状態であるため、渋滞による時間ロスが生じ、第二阪奈有料道路の有効性を十分に発揮できていません。

観光客誘致の契機となる平城遷都一三〇〇年記念事業開催まであと五年あまりとなっているなか、幹線道路である大和中央道と交差することからみても、当初計画のとおり、高架道路を一日も早く完成し、渋滞を解消させるよう強く要望します。

さらに、この事業箇所からＪＲの連続立体交差事業が進められている奈良市大森町までの道路を四車線に拡幅する事業についても、奈良市の渋滞解消を通じて奈良県全体の経済発展に寄与する事業であり、その整備促進を望みます。

なお、これらの事業を進めるにあたっては、環境保全や地域住民の利便性、歩行者の安全にも配慮した構造とすることをあわせて要望します。

(建設委員会)

請願第七号

一般国道三〇八号線改築工事に関する請願書

請願者 奈良市菅原町六二四一二

全伏見地区自治会阪奈道路問題

協議会

代表 梅森昭雄

奈良市若葉台一丁目二番一〇号

伏見地区自治連合会

会長 福岡 進

奈良市宝来三丁目六番一五号

伏見南地区自治連合会

会長 森田英男

外 一〇、八一一名

紹介議員

奈良県議会議員 荻田義雄

《要旨》

請願事項

一般国道三〇八号線改築工事において、下記事項を実施すること。

一、県計画の平面四車線、高架四車線構造を、奈良市宝来町四丁目一七一三から同市宝来町三丁目一〇一三までの区間（菅原交差点以西）を平面八車線に構造変更すること。

二、同改築工事に伴い現状より変更または支障が生じる周辺の道路・水路は地元自治会・水利組合等関係者と協議の上施工すること。

三、隣接住民、商業者の生活、商業活動に工事中及び施工後に支障ある時は、誠意を持って対応すること。

請願の理由と趣旨

平成九年四月第二阪奈道路が開通し、奈良市と大阪市内等の交通は便利になったが、第二阪奈道路が従来の阪奈道路と合流する宝来・菅原地区は、慢性的な交通渋滞となり、沿道住民の生活にも大きな被害を与えています。

このため、県は一般国道三〇八号線改築工事として当地区の高架化を進めています。しかしながら、県の高架計画は渋滞箇所を当地区から東へ移行するだけで、抜本的な渋滞解消にはならず、かつ地元住民の生活に多大な影響を与えるので、伏見地区自治連合会を主体とした住民で構成する掘割実現協議会会員四、一六〇名が「阪奈道路の拡幅・車線増加に反対しているのではなく、総合的に判断して、高架ではなく掘割構造が妥当」と平成十二年十月調停を申し立てましたが、県が計画を変更せず、調停に応じないため、平成十六年七月調停は不調となりました。

地元住民は、この事業の進捗と地元住民の生活を護る妥協案として、全面掘割ではなく、全面高架でない「一部高架一部平面」の妥協案を提案します。

なお、菅原交差点は変則交差であるため、渋滞解消には高架構造も止むなしと譲歩しますが、それ以西は、沿道商店街の商業活動や沿道地区へのアクセスを確保するため、全面平面構造が最適と考えます。

また、平面八車線案は過去に県が地元商店街・自治会に約束した事実があり、近鉄橿原線跨線橋以东は平面交差であることから、車の流れは大宮線と同様と考えられます。

さらに、大和中央道との交差についてもアンダーパスが最適ですが、平面交差でも差し支えないと考えます。

県の高架計画に比べて、一部高架一部平面案の利点は以下のとおりです。

一、工事期間が短縮できる。

二、高架に比べ工事費が極端に安い。

三、第二阪奈道路への進入車と直進車の交差（折込）が高架構造より安全である。

四、伏見地区・伏見南地区・あやめ池南・西の京西地区から大宮線へのアクセスが可能となる。

五、沿道商業地区の商活動への影響が高架より軽減され、土地活用が低下せず不動産価値の低下が少ない。

六、道路拡幅により既存地下道の廃止が必至の南北歩行横断が改良または歩道橋等の設置で確保できる。

昭和四十八年に都市計画された大和田町～国道二四号八条町の第二阪奈道路が、昭和六十年に現在の宝来町に計画変更されてからも約二十年経過した。はたして二十年前に計画された道路が将来に最適でしょうか。

観光立県としては、歴史的景観は大切な宝ではないでしょうか。ちなみに、道路計画のこの地は平城京二条右京二条二坊にあたります。

以上、地域全体の環境・景観の調和と、地域住民の生活にも配慮した道路行政を行うため、まだ変更できる最後のこの時期に、「国道三〇八号線改築工事」の計画内容を再度検証いただき、良識あるご判断をご期待します。

添付書類

計画地図

(厚生委員会)

請願第八号

乳幼児医療費制度の拡充を求める請願書

請願者	奈良市船橋町二番地 新日本婦人の会奈良県本部 会長 田中千賀子
紹介議員	山村幸穂 田中美智子

《要旨》

昨年の出生率が全国平均一・二九のところ、奈良県では一・一八と少子化が益々すすんでいます。深刻な社会問題となり、少子化対策で期待する政策として「子育てにおける経済的負担の軽減」が内閣府の調査でも五〇%を超えています。

「就学前まで無料」は全国では三十三都道府県が何等かのかたちで実施をし、県内でも山添村や生駒市が通院・入院を就学前まで無料化を実施し、大和高田市が今年から入院のみ実施をするなど市町村の独自施策が拡充されているところです。奈良市に於いては昨春秋に「市求める会」が結成され、運動の大きな広がりの中で市長が「就学前まで医療費を無料化する」と議会で答弁し通院、入院とも就学前までの無料化の準備がすすめられています。

県福祉医療検討委員会が「奈良県に置ける福祉医療制度の在り方に関する提言書」をま
とめ十一月十五日に知事へ提出されました。この中で乳幼児医療費の助成について「入院
の対象年齢を就学前まで拡大する」「〇歳児の一部負担を導入する」などとしています。

「提言書」は入院についてだけでも就学前まで拡大されたことは評価すべきことですが、
〇歳児に負担を増やしたことや支給方法などは大変な改悪といわざるを得ません。

県内の市町村が財政難の中で、子育て支援として乳幼児医療費制度の無料化の拡充され
ている努力と比べても逆行するものです。

奈良県議会におかれましては、右記項目について審議されますようお願いします。

請願項目

一 「提言書」を慎重に審議され、乳幼児医療費制度の後退をくいとめ、拡充してくだ
さい。

二 県民の願いにそって、所得制限や一部負担のない「就学前医療費無料制度」として
実施してください。

三 支給方法はすべて「現物給付」としてください。

(経済労働委員会・建設委員会)

陳情第二十三号

じん肺り患者の救済とトンネルじん肺根絶を求める意見書の決議について

陳情者 奈良市西木辻町二〇〇-二七新谷ビル二F

奈良県労働組合連合会

議長 岡田 力

奈良市西木辻町二〇〇-二七新谷ビル二F

全日本建設交運一般労働組合

奈良県本部

執行委員長 梅林光生

《要旨》

じん肺は、最古にして最大の職業病と言われています。

じん肺は、粉じんを吸入することによって肺が冒され、次第に呼吸機能を失うとともに、
気管支炎や結核・がんなどを併発し、死に至る恐ろしい病気です。現在においても最大の
被害を生み出している職業病であり、かつ、その治療法は対症療法に限られ、じん肺その
ものを治すことはできません。わが国では、今でもなお、一万人以上の労働者がじん肺と
診断され、毎年新たに約一千人が療養を要し、毎年じん肺療養者一千人前後が死亡してい
ます。なかでもトンネル工事において依然として多く発生しています。(二〇〇二年でじん
肺新規労災認定対象者九百五十六人のうち、トンネル労働者百九十二人)。じん肺根絶のた
めの抜本対策が求められています。

じん肺発生の責任は、第一に事業者にあります。同時に、トンネル建設は、日本経済の高度成長を促した国土建設の一環であり、公共事業です。その発注者として、又、建設業者の監督官庁として、トンネルじん肺発生について政府・自治体の責任は重大です。トンネルじん肺被害者約一千五百人が、全国トンネルじん肺補償請求団に結集して、企業・業界・政府に対し救済とじん肺根絶を求めてきました。その運動の中で、厚生労働省が「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を策定し、また、全国二十三の地方裁判所における和解によって、トンネル受注企業のじん肺加害責任が明確にされ、企業は、患者、遺族への謝罪と同ガイドラインを守ってじん肺防止に努力することを表明しました。なお、裁判所は、県や国に対し、同ガイドラインが実行されるよう工事発注者として必要な措置を講じるよう要望したところです。

そのような中で、トンネルじん肺予防と被害者問題解決の緊急対策として、政府に対し次の三事項の実施を要請しているところです。

- 一 トンネル建設工事において粉じん測定を義務付け、じん肺を根絶するよう法律・規則を整備すること。
- 二 トンネル建設工事において、労働者が粉じんにさらされる時間を短縮・制限すること。
- 三 じん肺に罹患したトンネル労働者に対し補償する基金制度を設けること。

以上の状況をふまえ、県議会において、内閣総理大臣・国土交通大臣・農林水産大臣・自治大臣・厚生労働大臣に対し、トンネルじん肺問題解決のための諸施策を実施することを求める意見書を提出するよう要請します。

(経済労働委員会)

陳情第二十四号

I L O 勧告に基づき J R の一、〇四七名の採用差別事件の早期解決を求める陳情書

陳情者 建交労近畿地方協議会

議長 齊藤真一

建交労西日本鉄道本部

執行委員長 山本恵三

建交労奈良県本部

執行委員長 梅林光生

《要旨》

国鉄の分割民営化から十七年が経過しました。J R 発足当時、全動労（現、建交労鉄道本部）、国労などに所属する一、〇四七名の労働者が採用拒否・解雇されました。この間、その労働者と家族は筆舌に尽くし難い苦難の日々を送っています。

昨年十二月二十二日、最高裁判所は一、〇四七名の解雇事件で労働委員会が認定した不当労働行為の事実全くふれることなく、J R に法的責任はないとの判決を言い渡しました。同時に判決は、仮に国鉄が採用候補者名簿の作成にあたり組合差別をした場合には、

国鉄、次いで国鉄清算事業団は、その雇用主として労働組合法の使用者としての責任は免れないとしています。

国際労働機関（ＩＬＯ）は、五回の勧告・報告で日本政府に一、〇四七名解雇事件の早期解決を求めています。昨年六月二十日の勧告は、採用差別事件について、「委員会は、本件は結社の自由の原則、すなわち、採用における差別待遇の点からきわめて重大な問題であり、政府によって取り組まれるべきであると強調する」と述べたうえで、「政府と関係当事者が可能な限り最大多数の労働者に受け容れられる公正な解決を見いだす方向で努力を追求する」ことを強く求めています。また、勧告は二十八名の解雇された労働者が解決を見ることなく他界をし、ＪＲの退職年齢をすでに超える被解雇者が増えてきていることを指摘し、この問題解決が緊急を要する課題として一刻も放置できないことを強調しています。

今年の六月十八日、ＩＬＯは最高裁判所の判決をうけて、改めて日本政府に早期解決をはかるよう求める勧告を出しました。政府には、ＩＬＯ勧告・報告とともに、一九八六年秋の国鉄「分割・民営化」を決めた国会での「所属組合による差別はあってはならない」との政府答弁と参議院付帯決議においても一、四〇七名解雇事件の解決に重い責任があります。

ついては、政府に対し、ＩＬＯ勧告を真摯に受け止め、解雇問題の早期解決のため積極的に努力されることを強く求める意見書の提出をお願いします。

(文教委員会)

陳情第二十五号

全国および奈良県・市内における学校教職員の不祥事（体罰・わいせつ行為）に関する厳正な各報道機関の実名入り報道の徹底と教員免許の更新制度の実施へ向けての要望を求める意見書の提出を国ならびに所管の省庁へ求める陳情書

陳情者 奈良市大宮町三丁目二一三九一五〇九

吉浦幸一

《要旨》

昨今の全国ならびに県・市内における教職員の不祥事（体罰およびわいせつ行為）の各種報道に接する機会には枚挙にいとまがありません。

このことにつきましては、過日、市教組、奈教組主催の「教育基本法改悪反対集会」に参加させていただきましたとき、たしか、教育基本法ならびに日本国憲法全文には「個人の尊厳とその尊重」さらには児童の権利に関する条約の第二十九条（b）には、人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。と、高らかにうたわれております。

そこで、小生は一向に止まぬ学内外における学校教職員の不祥事（体罰およびわいせつ行為）の実態を直近の新聞報道を引用して紹介いたしましたところ、会場に参加されてお

られた教職員の方々からは小生の発言中であるにも係わらず、会場のあちらこちらから、小生の発言をさえぎるような不規則発言がありました。

こうした行為を行う教職員の方々に小生は問いたい。

学校の授業中、教職員の方々が児童、生徒より一段高い教壇から授業内容やその他父母へむけての連絡事項をお話中のとき、児童、生徒にむかって、人の発言中はその発言が終わるまで、不規則発言（私語・雑談）は控えるべきであると指導されてこられなかったのではないのでしょうか。

児童、生徒たちの『範』となるべき教職員の方々のご自分に『火の粉』が降りかかるような発言に対しては平然と不規則発言をされる。その資質たるや、およそ教育者に値しない行為であるとお気づきにもならない。

これでは単に臭いものに蓋をするという、およそ、教育者たるを得ない、その自浄能力さえも疑いかねません。

たしかに、「教育基本法改悪反対」と銘打って、大上段に構え、国の施策に異議申し立てをするのはたやすいことです。口にするのも心地よいし、なにより、その責めを負うのはご自身ではないのですから。

「教育基本法反対集会」にご参加になられた教職員の方々すべてが、そうであるとは申しませんが、少なくとも人の発言中に、その発言におおいかぶさるが如く不規則発言をするような方々は教育者としての適格性を疑われてもいたしかたないでありましょう。

こうした方々に対しましては国へ向けて教職員の適格性を問う教職員免許の更新制度の導入が必要と小生は考えます。

しかし、これはなにも、当該職員に限った話ではありません。すべての教職に身を置く方々を対象に実施されるべきであります。

早急に国へむけて教職員免許の更新制度・導入実現にご尽力いただけますよう申し入れをいたします。

手近な例を申しますと、たとえば、全国および奈良県・市内の商業高校にて教鞭をとっておられる先生方のなかで、一体、幾人の方が、日商簿記一級の資格をお持ちになっておいででしょうか。あるいはまた、英語を担当されておられる先生方が英検一級、TOEIC（レベルA）の語学力をお持ちなのでしょうか。

奈良県内の簿記講座を開設している私塾では受講生の皆様より受講料という金員を戴く以上、当然、日商簿記一級の資格、あるいは公認会計士の資格を有したものを各講師に義務付けている、それが当たり前。というお話でした。

さらには、英語担当講師は英検一級は勿論のこと、TOEICスコア八六〇以上（レベルA）。学校で国語科担当教師には、せめて漢検、文検ともに一級くらい取得できている学力、素養を所持しておくべきでありましょう。そもそも、教職員免許がかつて一度として見直されたことがないというのは由々しき事態であるといわざるを得ません。

その職責の重大性に鑑みましても、ある一定の期限をもって、教職員各位の指導力、学力等の試験を定期的に全国規模で実施すべきであると小生は考えます。

よって、以下に、国ならびに、所管の省庁へむけて、貴県議会より意見書を提出していただきたく陳情いたします。

記

(一) 全国の教職員の不祥事（体罰およびわいせつ行為）の再発防止のため、当該事犯をおかした者の迅速な氏名公表と厳正なる懲戒処分の実施。

(二) 最長三年を限度とした、教職員免許更新試験（指導力、平生よりの自己研鑽の成果を測るための、学力試験）の実施。

○議長（米田忠則） 三番菅野泰功議員。

◆三番（菅野泰功） 各常任委員会開催のため、明十二月九日から十二日まで本会議を開かず、十二月十三日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（米田忠則） お諮りします。

三番菅野泰功議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回十二月十三日の日程は、各常任委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後三時五十八分散会